

**淀川水系流域委員会 第15回委員会
議事録
(確定版)**

日時：平成14年12月5日(木)13:00~17:15

場所：カラスマプラザ21 8階大・中ホール

庶務 (三菱総合研究所 新田)

それでは、定刻となりましたので、只今から淀川水系流域委員会第 15 回委員会を開催させて頂きたいと思っております。

司会進行を務めさせて頂きますのは、庶務を担当しております三菱総合研究所の新田です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、審議に入る前に、幾つかのご報告と確認をさせて頂きたいと思っております。本日は、委員会の審議の中で、河川管理者としての府県の方々のご意見を聞く時間を設けています。

配付資料は、まず「発言にあたってのお願い」、黄色い用紙です。続きまして「議事次第」です。資料 1 の関連が、委員会とかワーキンググループの活動の状況です。資料 1 - 1 が「委員会および各部会、WG の状況 (中間とりまとめ以降)」、資料 1 - 2 が「委員会ワーキンググループ (WG) について」です。

資料 2 の関連が、府県からの意見発表の関係の資料です。資料 2 - 1 は滋賀県、資料 2 - 2 は兵庫県、資料 2 - 3 は奈良県からの提供資料です。こちらの方はカラーコピーですので、カラーについては委員の方、一般の方々はモノクロでご用意させて頂いております。カラーコピーにつきましては受付の方にご用意いたしておりますので、そちらの方をご覧頂ければと思います。

資料 3 の関係が、提言に関する資料です。資料 3 - 1 「提言 (案) とりまとめの経緯と今後の進め方 (予定)」、資料 3 - 2 「淀川水系流域委員会提言 (案) (修正案 021129 版)」です。こちらの方につきましては、先週末委員の方々には郵送させて頂いております。それと同じ資料です。資料 3 - 2 補足「提言案 021113 版から 021129 版への主な修正点について」は、提言案 021113 版から 021129 版で大きく変わった点を A4 判 1 枚にまとめてあります。あわせてご覧頂ければと思います。資料 3 - 3 が「最終提言 (素案 021103 版) に関する委員からのご意見 (11/21 受取まで)」です。こちらの方は、11 月 20 日を締め切りとしておりまして、各委員から提言案の 021113 版に対して頂いた意見をまとめたものです。

資料 4 が「12 月～3 月の委員会、部会、運営会議の日程について」です。

参考資料が「委員および一般からのご意見」です。

委員の方々の席には、こちらの提言案の関連ファイルというのを置いてあります。こちらは、提言案の 021028 版から、それに対して頂いた意見や、素案が変わっていったバージョンを、過去にさかのぼりまして全てご用意いたしております。参考のためご覧頂ければと思います。

次に一般意見の報告ですが、参考資料 1 をご覧頂きたいと思っております。前回の拡大委員会から今回の委員会までに一般の方々から流域委員会に寄せられた意見について、簡単にご紹介させて頂きます。

11 月 12 日から 12 月 2 日の間に一般の方々より 4 件の意見が寄せられています。特にこ

の4件につきましては、前回の拡大委員会で出されました提言案に関して意見が寄せられています。それぞれダムや利水に関するご意見ですので、あわせてご覧頂ければと思います。また、中間とりまとめ等に関する意見についても、委員の皆さまの後ろの席に資料として置いています。あわせてご覧頂ければと思います。

本日、後ほど一般の方々にご発言を頂く時間を設ける予定です。その際には「発言にあたってのお願い」を是非ご一読の上、簡潔にご発表頂ければと思います。後ほど議事録を作成いたしますので、委員の方々、河川管理者の方々、必ずお名前を頂いてから、マイクを通してご発言頂ければと思います。本日は委員会の終了予定時間を17時としております。ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

それでは、審議に移りたいと思います。芦田委員長、よろしくお願ひいたします。

芦田委員長（委員会）

芦田です。本日は、第15回委員会にご出席頂きまして、ありがとうございます。

河川管理者にこの流域委員会から提出する提言案のとりまとめも、いよいよ大詰めを迎えてまいりました。振り返ってみますと、中間とりまとめを行って以来、皆さまから非常にたくさんのご意見をお伺いし、委員会として、部会として、それからワーキンググループ、いろいろな立場で審議と修正を重ね、10月28日に素案を提出しました。それに基づきまして、たくさんのご意見があり、前回拡大委員会を開きましたのは11月13日で、021113版におきましてはかなり修正を加えて頂きました。

その後、提言素案に基づき、各委員、或いは一般から多数のご意見が寄せられ、最終提言作業部会で徹夜を重ねるような作業を続け、021129版、本日提出している案ができました。これは提出する内容に近い案ですが、その前に、河川管理者である府県の方と今まで一度も意見交換したことはありませんので、意見交換する必要があるのではないかと感じていたわけですが、しかし、前回の拡大委員会の時にも河川管理者の方からも要請がありましたので、本日は各府県の方にお越し頂いて、委員会に提言、或いは考えておられる河川整備計画の考え方等につきましてご意見を発表して頂き、その後できるだけ時間をとって委員との間で討議をしたいと思っています。一応発表の時間は各府県20分を予定しておりますが、できるだけそれを切り詰めて頂ければ、討議の時間がたくさんとれますので、よろしくお願ひいたします。

最初3府県、その後残りの3府県にご発表いただきたいと思っております。本日出しました提言案は皆さまの意見をかなり入れたもので、十分ではないとは思いますが、ある程度共通の理解が得られているのではと思っています。その案は既に皆さまのお手元にお配りしており、読んで頂いていると思いますが、今日はそれほど細かい議論をする時間はありませんが、できるだけ意見の交換をしたいと思っています。来月くらいには、これをまとめて河川

管理者の方に提出したいと考えています。

後ほど、今後の進め方についてご討議頂く時間があるかと思えます。

それでは、議題に従いまして、第 1 番目、部会および委員会ワーキンググループからの状況報告について、庶務から説明をお願いします。

庶務（三菱総合研究所 新田）

[省略：資料 1 - 1、資料 3 - 1 について説明]

芦田委員長（委員会）

ありがとうございました。何かご質問、ご意見はありますか。

それでは、早速各府県からのご意見をお伺いします。三重県、滋賀県、京都府の方に前に座って頂き、まず三重県の方からご意見を頂きます。時間は 20 分を予定しておりますが、できましたら少し短か目にして頂くとありがたいと思えます。

河川管理者（三重県 県土整備部 河川チームマネージャー 柴原）

三重県河川チームの柴原です。淀川水系流域委員会の皆さまに対しまして、三重県の河川行政を担当する者として意見を述べさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

戦後の効率性、経済性優先の河川整備手法への反省や住民の意見の変化を受けて、平成 9 年に河川法が改正されました。今回の淀川水系流域委員会の議論は、これらの河川法改正の主旨や住民意識の変化をよく確実にとらえ、河川環境を重視し破堤被害の回避優先とした取水計画、河川環境を重視し水は有限な資源とした利水計画、未曾有の降雨に対するハード対策及びソフト対策の組み合わせ、計画づくりから維持管理に至る住民参画の推進等、今後の河川づくりを先取りしたものであり、大いに評価できるものであると思えます。

しかし、木津川上流域の治水計画は、下流の大阪及び京都の状況、河道の整備状況及び途中の岩倉峡の狭窄部の存在を踏まえて策定されており、上流部の治水対策が下流に悪影響を及ぼさない範囲で、長年にわたり実施されてきました。

経緯を若干説明させていただきますと、戦後、昭和 28 年から 40 年にかけて記録的な豪雨が数多く発生し、上野市においても多大な被害が発生いたしました。このため、地元上野市や上野市の市議会は、昭和 40 年に国に向けて治水事業の促進を強く要望されたと聞いております。これを受けて、建設省は昭和 42 年に木津川の上流域を直轄区域に編入し、本格的な治水整備に着手しております。治水計画の策定にあたりましては、狭窄部である岩倉峡の開削も含めた複数の案が検討され、最終的に、上野市や三重県知事の苦渋の判断により、岩倉峡を現況のままにし、上野遊水地、そして川上ダムの組み合わせと決定され、昭和 44 年から上野遊水地事業が開始されています。

以上申し上げましたように、苦渋の経緯を経て、上野市では全国的に数少ない遊水地計画が採用されております。これは土地利用上、上野市の発展の可能性を奪うものであることは明白で、土地所有者の犠牲と理解を求めながら事業が進められております。このような状況に対して、提言案においては、さらなる築堤はとりやめ、一律に越水に対する堤防強化とダムの全面見直しが提言されております。提言にある「これ以上治水安全度を上げずに破堤回避対策を優先し、ある程度の溢水を想定する」という考え方は、浸水頻度に関する地域の合意形成等、今後十分な議論が必要であるとともに、木津川上流部のように、遊水地事業が進んでいったがゆえに多くの無堤区間が存在する等、まだ1次改修が終わっていない河川や、堤防高が確保されていない地域にはなじまず、住民の合意も得られないと考えます。

また、治水計画策定の常識として、洪水時の水位を低くして堤防の負担を軽減し、越水や破堤の危険度を下げる取り組みがなされてきました。委員会の提案では、破堤を避けるための新たな堤防形式が提案されていますが、それとて完全無欠なものとは言い切れず、やはりダムによる洪水流量のカットが、無堤区域を多く有する木津川上流域の治水対策には必要と考えます。

このように、河川環境がその場その場で異なるように、治水対策の手法についても、流域の特性や上下流のバランスを踏まえて実施される必要があります。木津川上流における治水対策は、狭窄部である岩倉峡の存在を前提に、川上ダムによる洪水流量のカット、中流部の補助区間における引き堤による河積の拡大、上野市の土地利用を犠牲にした遊水地計画の3点セットで、住民合意も得て長年にわたり実施してきた経緯があります。岩倉峡の狭窄部を残したまま、ダムの全面見直しで川上ダムによる洪水カットが期待できなくなった場合、昭和30年から家屋移転等、既に多大の犠牲を払いながら進めてきた補助区間の再度の引き堤が必要となるとともに、上野遊水地計画はさらなる範囲拡大が必要となることは明白です。また、洪水流量の増加は上野遊水地の拡大をもたらし、それでなくとも上野市の土地利用上の大きな制約となってきた遊水地計画は、以前にもまして上野市の発展を制約することになります。長年の議論を踏まえ積み上げられてきた地域住民の意識に対して、治水施策の変更を上野市のみにも背負わせるのはあまりにも酷と考えます。

繰り返しになりますが、この提言では、狭窄部の開削を行わず上流部だけに負担を強いることになり、治水上のバランスを欠き、上流部の人間には安全、安心のための最低限の治水安全度の確保ができず、我慢だけを強いる状況となります。これは下流の人口が多くB/Cの大きな地域が優遇され、B/Cの小さな上流域は発展の道を閉ざすものであり、数の議論でしかないと思います。

以上、木津川上流域における治水事業計画策定の経緯、上野市の土地利用上の観点、昭和30年から進められてきた県管理区間を含む河川改修事業の経緯等を踏まえ、木津川上流域の治水事業の推進にあたっては、まず下流への影響を考慮した遊水地計画に基づく無堤部の

築堤と、上流のダムによる河道負担の軽減が不可欠と考えます。

よろしくご検討の方、お願いします。

芦田委員長（委員会）

どうもありがとうございました。

お話の内容はもっともなことだと思いますし、提言の021129版にはそのことを十分書いているつもりですので、後でまた議論して頂きたいと思います。

それでは、滋賀県の方、お願いします。

河川管理者（滋賀県 土木交通部 河港課長 澤野）

滋賀県河港課長の澤野です。本日このような機会を与えて頂いて、どうもありがとうございます。

今回、意見を発表させて頂くにあたり、提言案が何回か目まぐるしく変わっており、正直言って少し困惑した面もあるのですが、最新の提言案である021129版を参考にさせていただきました。パワーポイントとお手元にお配りした資料に従って、県の河川に関する考え方をベースに、この提言に關しての考えを述べさせていただきます。

大きく分けて「人と川との関わり」「提言全般に対する意見」「提言の個別項目に対する意見」という3つの意見がございます。1番目の「人と川との関わり」について、基本的な我々の認識としましては、人は洪水被害を抑えながら、また川からの恵みを受け続けるため、過去様々な努力を川に働きかけてきました。例えば琵琶湖周辺の洪水被害についても、瀬田川の開削計画は行基の頃から考えられ、その後、数々の努力、また個人による瀬田川の川ざらえ、藤本太郎兵衛親子でありますとか、数々の努力のもとに、洪水被害を軽減することが行われてきました。一方で、南郷洗堰の築造等も行われました。また、京都への水供給ということで琵琶湖疏水工事と、京阪神の発展のために琵琶湖総合開発が行われてきました。

このように、人と川との関わりの中で川、人、社会が築かれてきたということで、基本的な原点というのは「里川」という考え方ではないのかと思います。提言の中でも一部触れられておりますが、この沖積地に人が住む、まちを守る、発展させるというのは、里川という考え方から生まれ、それによって川の生態環境も育まれてきたのではないかと思います。淀川のワンドにしる、田になまが上っていくという滋賀県でも有名な風景にしる、それは人と自然との関わりの中で生まれてきました。ただ、確かにここ数十年、社会経済の発展を優先した中で、環境への配慮が不足していた面があるかも知れないということで、今後、環境への配慮というのは必須となると思います。河川法の改正もそういうことを受けていると理解しています。

次に、提言全般に対する意見ですが、まず歴史的な流れを考慮すべきではないか、それが

ら、人と自然との共生を考えるべきではないかと思えます。

歴史的な流れを考慮すべきということについてですが、昔の自然環境、これは当然、昔の社会や暮らしぶりというものを前提としています。しかし、これからのことを考える時は、現在に基準を置き、川との関わりとの中で得たもの、失ったものを総括した上で、現時点でどのように人・社会・自然を調和させているかについて議論させていくべきではないでしょうか。決して昔の暮らしそのままに戻ることはできない現在、このような考え方で実践していくことが妥当で合理的なものではないかと考えています。

人と自然との共存についてですが、人は、川が自然のままに振る舞うことをある程度制御することによって、社会生活を営むことができるようになりました。もちろん完全に制御するというおこがましいことはできません。ある程度制御することによって、やっと生きていけるようになったということです。ですから、人を生態系の一員にすぎないとして、自然のままに物事を全てゆだねるということとはできないのではないのでしょうか。洪水や渇水等、非常時の対応というのはこれからも必要であると思えます。それとあわせて、平常時の川や湖の機能、自然環境を考えた計画づくりを行っていくべきだと思えます。我々はそれを「365日の川づくり」という言葉で表現しています。

次に、提言の個別項目に対する意見、治水、利水、ダムについてです。まず治水に関しては、水害の輪廻ということに対しての疑問があります。我々の理解が間違っていたら言って頂きたいのですが、超過洪水が際限なく発生するという理論はおかしいのではないかと思えます。超過洪水、対象洪水という概念はあります。ただ、永遠にそういうものが起こるから、計画を立ててもむだになるということとは少し違うのではないのでしょうか。当然、今までやった河川整備の進捗によって全体的な洪水被害が減少していることは認識されてよいのではと思います。今回の提言の中にも「先人の努力により治水安全度は飛躍的に向上した。」という表現が見受けられます。まさに、これはこれとして認識すべきではないかと考えます。

次に、治水の理念に対する意見ですが、やはり本来、社会として最低限確保すべき治水安全度の議論というものはあるのではということです。毎年毎年、年によっては年に何回も水に浸かることをどのように防ぐかという議論はあるのではないかと思えます。これは流域住民との合意のもと、行政、河川管理者等の責務として確保すべきものではないのでしょうか。つまり、地域特性に応じた計画洪水を設定し、整備を行って全体的な安全度を向上させて頂きたいと思えます。ただ、超過洪水、計画以上の洪水等にどう対応するか検討することも当然必要だと思えます。

滋賀県の治水の考え方ですが、地域ごと、流域ごとに治水安全度を設定しています。年超過確率30分の1、50分の1、100分の1等という形で、その地域に合ったメニューというものを選定しております。例えば引き堤で改修する、天井川を切り下げる、しゅんせつする、もしくは放水路を新設する、ダム、総合治水対策で取り組む等があります。そのような中、

段階的に治水安全度の向上を図っているところです。現状×と書いてあるのは、現況流下能力が10分の1以下、時には2分の1であるとか3分の1を指します。それを暫定的にまず10分の1にしよう、そして将来的には30分の1もしくは50分の1、100分の1に上げていこうというものです。このような考え方で、それぞれの地域に応じたメニューで取り組んでいるところです。

1つの代表的な例として、草津川は先般、放水路の通水が行われ改修が終わったところですが、当初県で取り組み、それから国の方で直轄事業として取り組んで頂き、通水に至りました。この写真は旧草津川です。下にJR琵琶湖線と書いてありますが、まさに川の下を線路が通らざるを得ず、周りは住宅密集地です。このようなところで川そのものを改修しますと、物理的には可能かも知れませんが、ものすごいお金と10年、20年どころではないものすごい年月というものがかかります。そこで、例えば放水路ということで別の川筋をつくるということが考えられます。旧草津川と、それから草津川放水路、今はもう草津川という名前になっていますが、この地域に応じた改修方法ということで採択して、今回完成の運びになりました。

それから、滋賀県の治水の考え方ですが、先ほど申しましたように、暫定工事として年超過確率10分の1、50ミリ確保を最優先しています。あわせて現況の流下能力を超える洪水に対する対策があります。基本的には水防体制の強化、見回り等です。それから、当然それは表裏一体ですが、住民意識の高揚等を考えるという取り組みを行っていくということです。同時に、非常時でも、平常時でも川に対しての関心を抱いて頂くため、住民意見を反映した計画を策定する「淡海の川づくり検討委員会」というものを行っています。

次いで、滋賀の現在の河川整備状況について説明します。まずこれは滋賀県全体の状況です。赤色部分が、まだ10分の1未満、暫定にも満たないところで、これから、まず当面の安全度を確保することに取り組んでいかなければいけないと考えます。それをある程度都市別に示したものがこのグラフで、やはり近年人口が増えているところ、大都市等でもまだまだ治水が進んでいないところです。今後滋賀県の人口増加も予想される中で、やはりある程度の安全度をまず確保することは考えなくてははいけません。あわせて、超過洪水、現況流下能力以上の洪水の時に大きな災害にならないような対策をとることを考えて取り組んでいかなければいけないと考えている次第です。

淡海の川づくり検討委員会は、滋賀県が現在河川整備計画を策定するにあたって、川づくりについて様々な立場から意見を頂く組織で、治水安全度や川のあり方、親しみ方など、いろいろなことを住民代表の方、水防団、地元で直結した人、それから学識経験者等が同じテーブルで議論するという形で行っています。もちろん行政が事務局として一緒に議論に加わっているわけですが、全体的な構成はこのようになっております。細かい説明は省きますが、ある程度大きな川は、流域住民の方に川づくり会議という場で川ごとの会議に参加・議論し

て頂き、住民の方々にその議論したものを踏まえて、学識経験者の方々、自治体、住民代表、水防団の方々など常任委員、地域委員の方々に議論をして頂いています。

次に、治水に関連して、洪水氾濫を誘導する施策についてお話しします。提言の中でも紹介されていますが、非常に慎重な議論が必要だと思っています。ある地域での被害を前提とした場合の責任・補償、その実現性について議論をする必要があるのではと思います。それで、「浸水しても被害が少ない地域」についての設定方法・住民合意については、非常に慎重な議論が必要ではないかと思っています。今までも、ある程度の湛水という意味では遊水地という施策があったわけですが、それとの違いはどういうものなのか、また、かなりの市街地でそのような場所が設定できない場合は、どのように対応していくのか、これは後でお話しする「破堤され難くする堤防」とのセットの考え方と見受けられましたので、その辺りをどう考えておられるのかが疑問に上がりました。

それから、ハイブリット堤防への疑問と申しますか、これからの課題にもなるのかと思いますが、例えば、これが現実的で有効なものであるかをちゃんと詰める必要があるのではないのでしょうか。方法として残すのであれば、コスト、施工性、安全性、それから環境面、例えば地下水、生態系への影響、景観への影響を検討する必要があります。やはり現時点で河川整備計画をつくるという中では、実現可能な手段の中で効果的な手法を考えることが必要ではないかと思っています。「堤防を破堤され難くする」という考えは当然実施すべきだと思います。ただ、絶対破堤しない、破堤する可能性は残るということであれば、今の堤防と同じく、計画流量以上の洪水、超過洪水の時の対応については、同じ考えでいなければいけないのではと考えます。

利水については、まず、本来社会として最低限確保すべき利水安全度の議論、今どれだけの量が必要かというのとあわせて、利水安全度の議論が必要ではないかと思っています。これは、人々の生活、社会経済活動を混乱なく支え続けていくために確保すべき水の量、安全で安定した水の量ということで、その議論も必要ではないかと思いました。水需要管理については、社会的・技術的に可能で具体的な内容が必要なのではないかと思っています。つまり、精度の高い水需要予測手法というのはどういうものかを考える必要があるということです。

利水についての意見としては、必要な水が確保されてきたことで、生活環境が向上しているということではないかと思っています。節水をしなければいけないという概念はわかるのですが、今、無駄遣いというのはどういうところで行われているかを考えると、例えば、昔と違って今は、手を洗い、体を洗い、食べる時には野菜を洗う水が確保され、寄生虫や衛生上の問題は飛躍的に改善されたと思います。そのような安全衛生環境というのが向上したということがあります。一方で、豊かな水を使うということで日本の水文化というものが育まれてきたといえるのではないかと思っています。そのような中で、節水型の生活様式というのは、具体的にどこを変えていくべきなのか、どれだけ水需要が抑制でき、どのように現実の水供給

計画に反映させられるのかという辺りの議論が必要ではないかと思いました。

それから、ダムのあり方に対する意見ですが、そもそも日本という国はそもそもアジアモンスーン地域に属し、降雨にかなり季節的な偏りがあります。治水利水上はもちろん、この降雨の特徴から、一時的に水をためるダムというものはやはり日本では有効な手段であったと思います。もちろんダムによって得られるもの、失われるものを踏まえつつ、ダムを選択肢の1つとして総合的に議論をしていく必要があるでしょう。ダム以外の手法も様々なメリット、デメリットはあると思います。例えば、当然、ダムがなくて川を改修するとなったら川自体に手をつけるわけです。それらを総合的に考えるべきではないでしょうか。

個別ダムについては、前回の中間答申に対して県として意見を出させて頂いた部分ですが、やはり個別ダムをめくり、これまでの長い経過の中で既に行政責任というものが生じていると思います。その中で、やはり地元が関係するような議論に関しては具体的な検討がないまま、ただ見直し、前提というような議論であると、やはり地元が不信・不安・不満というものを抱いてしまいます。そのような中で個別ダムの議論をする場合、地元を含めた幅広い議論が必要ではないかと思います。今回の提言の中にも、合意形成の基本は信頼と安心という言葉がありますが、まさにその通りだと思います。これをベースにこれからの議論を組み立てていけたらと考えているところです。

最後のまとめとしては、川づくりというのは、人・社会・自然が調和する川づくりが基本ではないかと思います。我々はそれを「365日の川づくり」と言っておりますが、やはり川というのは「里川の視点」、つまり人と社会と自然の関わりの中で、あり方を考えていくべきという意見を表明させて頂きます。過去、先人が自然とある意味では必死の思いで闘ってきた歴史、洪水との闘い、濁水との闘い、それから衛生問題、その他そのような必死の闘い、このような積み重ねを踏まえて、その経験を継承しながら、これからの川づくりをどうしていくかを考えるべきではないでしょうか。

今後、国が、淀川水系河川整備計画を策定されると思いますが、県も県管理区間の河川整備計画の策定作業を進めております。是非十分な調整、意思疎通のもとにこれからの河川整備計画策定をされることをお願いいたしまして、滋賀県の発表とさせていただきます。

どうもありがとうございます。

芦田委員長（委員会）

どうもありがとうございました。

基本的な考え方は流域委員会と同じになるのではないかというふうにお聞きしました。具体的な問題についてはまた今日議論するとともに、河川整備計画原案が出て審議する段階でも参考にさせて頂きたいと思います。

それでは、京都府の方、お願いします。

河川管理者（京都府 土木建築部 河川課長 鈴木）

京都府の河川課長の鈴木です。昨年2月にこの淀川水系流域委員会が設置されて以降、関係府県の河川管理者としてオブザーバーの立場で出席させて頂きました。これまで感じてきたことを含めまして、意見を発表させて頂きます。

流域委員会の皆さまの熱心な議論の結果、この5月に中間とりまとめが提出され、引き続き、提言がとりまとめられてきております。これらを踏まえて、今後、直轄の河川管理者である近畿地方整備局が、河川整備計画の原案を作成する段階にきているという状況であろうかと思えます。河川整備計画、具体的には、今回、淀川水系の直轄管理区間を基本に、今後20年から30年間の具体的な河川整備の内容を示す計画が作成されることになっております。

一方で、今、皆さまでとりまとめられております提言の内容は、非常に幅の広いものになっているように見受けられます。河川整備計画が大体目標として20年から30年と見ているのに対し、もっと長期的なことも提言の中には多く含まれているように見受けられます。範囲も、河川整備計画が直轄管理区間を対象とするわけですが、この直轄管理区間の外のような議論、それから河川区域にとどまらず、流域全体にかかわる内容も含んでいると見受けられます。

また、提言内容について具体的に対応していくことになれば、河川管理者のみでは対応が困難、いわば社会全体で取り組む必要のある内容も含まれているのではないかと思います。こういった幅広い提言を受けて、今後、河川整備計画の原案作成にあたるわけですが、その際には提言の意を踏まえつつも、やはり河川整備計画の時間的な制約、それから範囲、空間的な制約、また具体的に絵づくりするには、やはりそれぞれの工法に関する技術的な制約等も検討して、今後河川管理者が考えを提示していく必要があると感じております。

京都府といたしましては、中間とりまとめに対し、疑問点や意見を提出させて頂いております。これらのうちで、治水について2点、意見を言わせて頂きました。

1点目は狭窄部の取り扱いについてです。地域の地理的、歴史的経緯を踏まえ、総合的に見て最善となる対応が必要であるという意見を申し述べさせて頂きます。

2点目は治水の目標の達成についてです。直轄管理区間については堤防も整備され、かなり破堤回避を重点に出されておりましたが、府としては、下流から河川改修が実施され、その整備はいまだ途上にあり、現状では、上下流では浸水頻度の差が大きくあるため、破堤回避とともに、一定水準の浸水対策の必要性があります。

この2点について言っておりましたが、021129版の案によりますと、私どもの意を酌んだ内容に修正されていると見ています。

流域委員会の熱心な議論の結果、提言は修正が加えられてきていますが、現時点でもやはりダム の位置付け等については、我々としては若干疑問となる点が見受けられます。しかし、

提言は幅広い分野の専門家が集まられて構成された流域委員会で、淀川水系を題材に、限られた時間の中で河川整備のあり方について知見をとりまとめられたものにとらえられます。これまでの流域の議論の過程でも、この提言は今後とも議論の中で常に進化していくものであるとの説明があったと記憶しています。

流域委員会の当初からの説明ぶりでは、河川管理者と流域委員会の委員がそれぞれの知識を出しあって情報を共有し、計画をとりまとめていくと聞いています。これまでの流域委員会の議論の展開を見ると、最初は河川管理者から流域の現状の説明、それから委員の方々に現地調査等も行われ、それを踏まえて中間とりまとめが作成されたと思います。その後、中間とりまとめに対して、河川管理者が質疑をされました。今回それらも踏まえて提言案がとりまとめられているような経過と認識しています。この中間とりまとめ及び提言により、流域委員会の委員の方々からの見解、それから知識が出されたにとらえるべきと考えます。

今後はこの提言を受けた形で河川管理者の見解や知識を再提出していく段階で、それにより、河川整備計画の原案をもとに具体的な議論を今後深めていくべきではないのかと考えます。具体的な河川整備計画をまとめていく中で、しっかりと河川管理者の意見をまとめて、提言に対して意見の異なるところがあれば、直轄の河川管理者の考えをよく説明して頂き、河川整備計画の原案の作成に取り組んで頂きたいと思います。

今、まとめられつつある提言では、河川環境、それから治水、利水、河川利用について、現状、課題、新たな理念が提示されております。かなり現状認識としては厳しめにものを見て、今後の発展を願っていると受け止めておりますが、それぞれ提示されている課題、問題点については、濃淡、大小、いろいろあるかと思いますが、直轄の河川管理者の方もこれまでに十分に認識されている面も多々あるかと思えます。それに対して、これまでも種々の対策が講じられてきていると理解しております。河川整備計画の原案のとりまとめに際しましては、講じられた対策をよく分析、評価することが必要ではと考えます。

具体的な河川整備計画の原案については、20年から30年先を見取るといった時間的な制約、実際に絵づくりをするにしてもお金としても大体こんな程度というような財政的な制約、それから破堤対策等を考えていくについても技術的な制約をよく考慮し、流域住民にとって安全、安心、自然等も考えたバランスのとれたものとなることを望みます。

以上です。

芦田委員長（委員会）

どうもありがとうございました。

一通りご意見をお伺いしたので、これから意見交換をさせて頂きたいと思います。

三重県、滋賀県、或いは若干京都府もおっしゃった治水の面については、当初より大分修

正が加えられていますが、担当して頂いた今本委員から少し説明して頂きましょうか。

今本委員（委員会・淀川部会）

今のご意見を聞いて、やはりまだお互いの理解に差があると思っています。

私どもは治水という問題に対して、現在よりも安全度を低くしようとは、毛頭考えていません。ただ、現在のやり方では、思いがけない大雨が降った時当然破堤するだろうといったことも考えて、堤防づくりをしましようということです。単にハイブリット堤防という名前で書いていますが、これまでは堤防には異物を入れない原則ということであまり検討されていませんでしたが、そういったことに対してもタブー視せずに、いろいろな方法で切れにくい堤防というものが必要と考えます。決して皆さま方と考え方が違っているわけではないと思います。

ダムについてですが、ダムの効用というものは当然あります。ですから、決してダムを全面的に否定しているわけではありませんが、ただ今後のダムについては本当にダムでないといけない場合を除いて、できるだけ避けていこうということです。これは環境の面から見て、現在の置かれている社会全体の意見ではないかと私は思っています。

今のご意見をお伺いしていても、決して我々この委員会の意思と基本的にずれているところはないと思っています。ただ、表現のまずさといいますか、素人の手づくり的な文章になっていますから、いろいろと誤解を生む点、或いは書き足りない点多々あると思いますが、これからご指摘頂いた分についても、まだ検討を続けていきたいと考えています。

ただ、治水については、あくまで治水安全度を下げようなんていうことは全く考えていません。今、非常に治水安全度の低いところも確かにあります。そういうところを上げていくということは必要ですが、その時でも、新たに堤防をつくる場合に、破堤した時にどうなるかということを考えて頂きたいということです。

河川管理者（滋賀県 土木交通部 河港課長 澤野）

今回拝見して、かなりいろいろなことに配慮されていると思っています。思いがけない大雨が降った時にどうするのだということは、どこでも、いつまでもついて回る課題だと思います。その対応を考えなければいけないということは共通の意識で、皆さまもそのように考えていると思います。

ただ、その対応をどうするか。多分次の河川整備計画の話になると思いますが、対応の順番や、それにかかるお金を考えた時に、先にどちらをやるべきなのかという議論というのは、恐らく具体的な河川整備計画を組む時に出てくるのではと思います。最終型はこういうものがよいというのは一致していたとしても、例えばこれから10年20年、場合によっては100年かかるようなオーダーの中で何を優先するべきかと考える時に、個別の議論というのはいい

ろいろ起こってくるのではと思います。その時に、毎年浸かっているようなところは何とか先にしようということになるのかといった個別の議論が必要ではないかと考えます。

今本委員(委員会・淀川部会)

そういう問題に取り組むのが河川管理者ではないですか。高い深い見識を持って優先度を決めて、これでどうでしょうかと提案するのが河川管理者だと思います。是非自信を持って、よい提案をして頂きたいと考えています。

芦田委員長(委員会)

中間とりまとめにおきましては、壊滅的被害の防止を優先的にやるというふうに非常に強くお感じになったと思いますが、そうではなくて、自然環境に配慮した治水と、超過洪水に対する対策と、それから今の非常に浸水が頻発している地域があるという実情を踏まえた治水という、3つを柱にしており、そのどれを優先するかというのは決めてないわけですね。

しかし、いずれにしても、壊滅的な被害防止というのは、どの地域においても実施すべき問題で、そういうような治水のあり方を実施していく必要があるというのは共通の認識だと思います。

従来、超過洪水対策としてはソフト対策を重視していました。もちろんソフト対策は大事ですが、堤防を強くするというハード対策も合わせていくことも重要だと新たに出している点が特徴だと思います。何を優先するかは原案作成でいろいろ考え、審議させて頂きたいと思っています。

水需要管理につきまして、非常によいことを書いていますが、実際できるのかどうかということがあります。例えば、精度の高い水需要予測というのはどうするのかというご質問だったと思いますが、これについてどなたかご説明頂けますか。

今本委員(委員会・淀川部会)

何度も出て申し訳ありません、流域委員会には、確かにこういう方法がありますよということを示す能力はありません。より精度の高い需要予測手法を開発して欲しいという意味で書きました。

それから、水需要の話の中で、日本の豊かな文化というのは豊かな水のおかげではないかというお話がありました。確かにその通りですが、これ以上、どんどん使う水を増やしていいのかわかるか、やはりどこかに限界があるはずなので、そういう方向に転換をする時期に来ているのではないかと思います。また節水の内容ですが、現在の日本の都市で、例えば都市用水として使っている水の量を比較しますと、随分違うところがあります。少ないところは、水が不足した生活をしているかといえば、決してそうではないのです。やはり水の

少ないところは少ないなりの知恵を持っていますから、現在大量に使っている地域は、そういう地域の知恵を利用することで、かなりの部分の水を節水できるのではないかと考えます。具体的にこうしたらよい、ああしたらよいという記述は、この委員会の性格からしてあまり適切ではないと思いましたので、基本的な考え方を述べるにとどめております。以上です。

川上委員（委員会・淀川部会）

私は三重県に住んでおりますが、事業所は大阪府にあり、府にも税金を納めています。その立場から、滋賀県の利水についての意見に少し疑問を呈したいと考えます。

滋賀県は琵琶湖という環境容量があるわけですが、ここ数年来といいますが、十数年来といいますが、滋賀県の人口増加は、近畿地域、或いは全国的に見ても、大きな増加率を示していると理解しております。そして、琵琶湖総合開発におきましても、大阪府等は水利権の確保について莫大な資金負担をしているわけです。そんな中で豊かな水量ときれいな水質の水を受けたいと思っているわけですが、滋賀県の政策でどんどんと人口が増加していく結果、当然、汚濁負荷がどんどん増えます。水の需要量もどんどん増えます。そんな中で豊かな水を使うことで日本の水文化が育まれてきました。これからも引き続き、人々の生活や社会経済活動を混乱することなく支え続けていくために、水の量を確保し、安定供給する必要があると思います。

そこで、節水の生活様式とは具体的にどういうものかについて、どれだけ水需要が抑制でき、どのようにして水供給計画ができるのかとご意見を承ったわけですが、水需要管理というものを我々真剣に考えてきた者にとりましては、滋賀県の考え方自体が理解しにくいところがあります。あえてそのことを申し上げたいと思います。

芦田委員長（委員会）

済みません。今回の河川整備計画の基本的な考え方は、環境、生物の生息環境といいますが、それを含めた環境を回復、保全するというのが一番重要なテーマになっているわけです。それを全面に出しますと、治水や利水がどうしてもよいというわけではなく、それに合った治水、利水の考え方を考えることになり、理念をかなり変えていかなければいけないと、つまり理念の転換を出しているわけですね。

それをやるためには知恵を出し合わなければなりません。まだ必ずしもこうしたらよいというようなことはわかっていない面もあると思いますが、それはお互いに一緒に考えようと、そういうスタンスですと書いているわけです。是非ご理解頂きたいと思います。

川那部委員（委員会・琵琶湖部会）

先ほど、滋賀県の澤野課長がおっしゃった「歴史をいろいろと考えてやっていかないとい

けない」というのは、まさにその通りだと思います。しかし、歴史の中には、当然ながら「その時にはそれが一番よい」と考えて猛烈な努力がなされました。そのことを悪いと言っているわけではないですが、現在から見直してみたら、やはり今から思えば最善ではなかったという問題が必ずどこにはあるはずです。やはりきちんと考え直さなければいけないのではないかというのが、私は流域委員会のひとつの考え方であると思っています。もっと言えば、河川法の改正そのものが、ある意味でそういうものであったということは確かだと思うわけです。

従って、府県という「河川管理者」の方が、もしも河川整備計画等々をお考えになるとすれば、一々ご質問はいたしません、今の時点でお考えになった時に、過去のそれぞれの河川整備計画や実施自身がどの点ではまずかったのかということ、治水も利水も環境も含めて反省をなさった上で河川整備計画をおつくりになるというのが、やはりやって頂かなければならないことでもあります。

国の方ははっきりとはおっしゃいませんでしたが、我々にわかるように、ある程度まで想像されるような格好でお話しになりました。今日のお3方からは、そういうところがあまりはっきりとは聞けませんので、今は申しませんが、河川整備計画をお立てになる時には、是非そのことを根底に置いた上でお考え頂きたいと思います。それがないと、流域委員会の全体的な考え方とは合わないのではと思います。

河川管理者（滋賀県 土木交通部 河港課長 澤野）

今の点について、過去行われてきたことでどのような負の面があったかについては、当然見なければいけないと思います。ただ、同時にプラスの面も見なければいけないと思います。私が申し上げたかったのは、負の面だけを見て、それを全否定して、プラスの面まで否定してしまっただけではないかということです。両方を見ながら過去を反省してやっていきたいと申し上げたかったのです。

それから、先ほど滋賀県の人口がどんどん増えて水を大量に使うというお話がありました。別にそれは無駄に使おうというのではなく、節水ということで、ただ生きている中で必要な水というところもありますし、細かい話まではとても立ち入れません。多分また別の議論だと思います。決して水を無駄に使いたいからこういうことを言っているわけではないですし、節水というの、ある程度冷静な議論の中で、しかも衛生面やいろいろな面での必要性というものも含めて議論しなければいけないので、具体的な議論をしないとなかなか見えないところもあると思って申しあげました。

芦田委員長（委員会）

どうもありがとうございました。

いずれにしましても、環境を入れて、この河川整備計画をつくり直そうというからには、治水も利水も従来の考え方を大幅に変えていかないといけないと思います。治水、利水、環境を総合的に判断することは大事で、それが重要だと理解頂かないと、この計画は成り立たないのですね。

塚本委員（委員会・淀川部会）

滋賀県の方も、就任されてずっと琵琶湖の周辺、現状を見られて、草津市について熱心に取り組んでおられることはよく存じています。京都府の鈴木課長も、西高瀬川、或いは天神川ですね、住民の人たちと何とかよい川にしようということで取り組んでおられるところも存じています。

基本的に、委員会というのはこうあるべきだということを出してきているものだと思います。しかし、全部もう一度検討し直して、どうできるかということがこれから重要だと思います。この半分がまだこれからです。その時に是非、県、府、行政の方も加わって、どのようにやっていこうかと考えています。

基本的には、川那部委員も言われたように、今までの河川砂防基準案、要するに境界条件をある決め方でやってきたこの水コントロールによって自然の要素を取り入れようと思ったら、その境界層自身、境界条件自身の変動するということも含めて考えていかないと、本当の意味で環境が入ってこないだろうと思います。

今の社会、経済システム、施策でよいのかという長期的な考え方をしていかなければなりません。それから、住民が暮らしている状況の中で、住民は川に対して無意識も含めて、責任感も持たない、持てないような状況になってきています。川と川の外の暮らしがどういうふうにつながっていくのかという意味では、これから水系、さらに国を含めた河川の行政というのは、本当に大事な場面に入ってきているのだと思います。今後の国の行く末を見直さないとはいけません。長期的なことも含めて、お互いに調整しながらです。

極端に言えば、例えば今までのコントロールはダムであらわれています。そうすれば、ダム自身の欠点も含めて、例えば水の状態ひとつ考えるだけでも、温度分布、それから密度分布、流速分布、全部入るわけですね。そのどこを切れば、生態も含めて不合理になるのかということまで含めて、お互いに共有しながら考えていくことが大事だと思います。

街の状態も全くそうです。人が集まったから活性だと言われた時代を振り返って、これは誰が集めたのか、どういう人たちがそういうことを考えたのかも含めて考えていかないとはいけません。あるレベルは上げますが、上げるだけの分、住民も含めて皆様が動き、考える、知恵を出し合うという時代に是非入って頂きたいと思います。

米山委員長代理（委員会・猪名川部会）

今日ご議論頂き、ご意見を頂いて、あとの3府県のご意見を伺ってから申し上げようと思ったのですが、資料1-1の15ページの第5回最終提言作業部会、11月27日の集まりの主な検討の概要というところで、非常に大事なポイントがあります。

環境 治水 利水 利用という順番が、昔のように治水 利水 環境ではなくなっている。ここが非常に大きなポイントなのですね。今本委員が本当にご苦心なされたところだと思いますが、そういう形で基本的に観念を逆に考えるのだというポイントがあります。ですから、021129 版とその前とは非常に大きな変化があるということをご認識頂きたいと思います。その辺りが、各府県の河川担当の皆さまもご認識頂ければありがたいと思います。

芦田委員長（委員会）

滋賀県ばかり議論が集中しましたけど、滋賀県は非常に住民意見も巻き込んで、先進的にやっておられる県ですし、我々のこの考え方を共有して頂いて、よい河川整備計画をつくって頂くことをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

次に大阪府、兵庫県、奈良県の方から、ご発表をお願いしたいと思います。

それでは、大阪府の方からよろしく申し上げます。

河川管理者（大阪府 土木部 河川室参事 中坂）

大阪府河川室参事の中坂と申します。よろしく申し上げます。

まず、各委員の皆さま方におかれましては、河川整備のあり方についての審議、提言のとりまとめにご尽力なされていますことに、非常に心から敬意を表します。

大阪府では中間とりまとめに対しまして数々の意見を述べさせて頂きました。今回の提言の内容を見てまいりますと全般的には相当反映されていると感じます。先ほど委員長の方からもありましたが、我々も全般的にはそう評価しています。

ただ、今日発言の機会を頂いたので、指定区間の管理者として2点ばかり意見を申し上げます。大阪府が河川の総合行政をやっている立場から、行政の継続性という点で2点ばかり意見を申し上げます。

1点目は、まずダムの取り扱いに関してです。

大阪府では治水計画を策定する際に、地形の条件や流域の条件という自然条件、それから土地利用の実態や周辺の状況等の社会条件、いわゆる地域の特性に応じた治水対策の手法を総合的に勘案して治水手法を選定などといったことを基本にしています。いわゆるダムを最初から排除するというのではなく、治水計画を策定する当初から、ダムを含めた考え得る全ての治水の案について検討の対象としています。経済的な面や自然環境に与える面、社会的な面、そういう影響等も比較考慮することが非常に重要であるという基本的な考え方を持

っています。

今まで大阪ではダムが4つ建設されておりますが、昭和42年とか57年の大きな災害を契機として計画され、既に完成いたしました箕面川ダム並びに狭山池ダム、この2つのダムにつきましては、地域特性を最大限考慮して建設されたものです。

昭和57年に完成しました箕面川ダムにつきましては、場所が明治の森箕面国定公園内にあるということで、その自然環境の保全を最大限考慮した工法を取り入れ、現在でも自然環境に融合した景観とその維持をしています。

狭山池ダムにつきましては市街地の真ん中にあります。もともとは灌漑用の池ですが、これに貯水機能を持たせたダムです。またその地域の状況、地域特性とダムの歴史的な価値、文化財的な価値を評価して、河川博物館を中心とした周辺整備を行っています。このようにして地域と調和した、いわゆる水と緑のオアシス空間を周辺地域の市民の方々に提供しており、河川環境と都市環境が非常に整合したダムとして今現在府民に親しまれています。

建設段階の安威川ダムと槇尾川ダムにつきましては、流域の地域特性も考慮し、最適な治水手法として選択されています。現在、地元市を初め地域住民の意見も取り入れ、地元住民の合意を得た中で建設を進めているところです。既に用地買収も相当進んでおり、生活再建のための代替地の造成、家屋の移転等も近々始まるという状況です。そのような事業の進捗状況を踏まえ、河川整備計画に反映することが望ましいと私どもは考えています。

府としては、これら4つのダムについて、つくるだけではなくて、今後とも自然環境の再生や河川環境、周辺環境などにつきましても、学識経験者を入れた委員会等を設置してフォローアップしており、今後とも地域特性に応じた環境の保全対策に最大限取り組んでいくという方針です。

2点目の意見は、高水敷利用の問題です。大阪府は淀川水系の一番最下流に位置します。ご存じの通り、大阪の淀川河川敷には河川公園としての高水敷が相当高度に利用されています。流域委員会にも淀川沿川の住民の方々から多数意見が提出されていますが、総合行政をやっております大阪府の立場から申しますと、やはり住民の意見を最大限尊重して頂きたいと望んでいます。

また、ご提言にあるように公共性の高い河川空間ですので、独占排他的な利用を規制するのは当然だと考えます。

大阪府域のように都市化の著しい地域におきましては、市民ニーズに基づいた河川敷利用の実態というものを、ひとつ最大限考慮して頂くとともに、新規の整備にあたっては、都市計画決定されているものは環境保全対策を十分反映する必要があると考えます。

それから、河川計画に整合するものは、河川単独で環境整備等を行っています。新たな整備につきましては、提言にあるような自然環境を最大限配慮した、環境整備を前提とした形での位置付け、また河川整備計画への反映というものをすべきだと考えます。

以上2点、簡潔に意見を申し述べさせて頂きましたが、大阪府の立場、総合行政をやっているという立場をご理解頂ければありがたいと思います。どうもありがとうございました。

芦田委員長(委員会)

どうもありがとうございました。それでは、兵庫県の方、お願いします。

河川管理者(兵庫県 県土整備部土木局 河川整備課長 石川)

兵庫県河川整備課長の石川です。

このたびまとめられようとしている提言につきましては、委員の皆さま方の徹底的な議論を経て最終段階に来ているということで、ご苦勞に対しまして、まずは心から敬意を表したいと思います。

兵庫県の方からは、3点意見を発表させて頂きます。1点目が狭窄部のあり方、2点目がダムのあり方、3点目が堤防強化の策についてです。

最初に、狭窄部のあり方についてです。

021113 版の提言におきましては、「狭窄部は、治水面で障害となる場合が多いが、歴史、景観等の面から国民的財産としての価値も高いため、開削することはできるだけ避け、他の代替案を優先的に採用することが望ましい」と書かれています。

本日配付された資料を拝見すると、この部分については狭窄部に特化した表現が全面的に変わっており、「地域特性に応じた治水安全度を早急に確保することが重要である」、それから「河川整備方式にはそれぞれの地域に適した方法の採用が必要である」と変更になっています。

兵庫県におきましては、猪名川の上流区間で、狭窄部を有した区間を河川管理しており、そういった観点から、若干この猪名川の狭窄部の現状についてご説明をさせて頂きます。

お手元に資料2-2というカラーコピーがあります。簡単な図面と狭窄部周辺の写真をつけていますので、あわせて見ながら説明を聞いて頂ければと思います。

まず、資料の1枚目の左上の方に猪名川流域の図がありまして、図面全体が、兵庫県が管理している部分を拡大した図面になっております。河口からいいますと大体20kmのところになります。そこに狭窄部があります。図面でいえば、銀橋というところが平成9年に架替をしたとなっておりますが、こういう橋が架かっていることから、銀橋の狭窄部と我々は言っています。

この狭窄部は断面的に非常に小さくなっているという状況です。流下能力でいえばいわゆる堤防満杯で800t、治水安全度はおおむね6分の1程度しかなく、この狭窄部の上流地域については浸水被害が頻発している状況です。

猪名川というのは非常に都市化の進展が著しく、そういった意味からも、総合的な治水対

策を進めることが必要であるということで直轄と大阪府、兵庫県等が連携しながらこの総合治水対策を進めているわけですが、河川の整備につきましては、それらの趣旨を踏まえて流域河川整備計画というものがつくられており、当県におきましては、昭和59年からこの狭窄部の上流地域の河川改修をやっているところです。

この考え方については、資料の1ページ目に治水暫定計画流量配分図がありますが、治水安全度を10分の1、計画流量が1,420m³/sということで河川改修を実施しています。先ほど、狭窄部の流下能力をご説明しましたが、狭窄部がこの計画流量に比べて小さいという現状です。

この計画は、下流の流下能力が確保できた段階で狭窄部は開削するという計画になっており、地元の方々に対しても、下流の改修が進むまでこの狭窄部の開削は待つて欲しいとずっと説明をして、河川改修を行ってきた経緯があります。

もちろん、その下流の河川の治水安全度が上がらない間は狭窄部が開削できないというのは理解できます。しかし、将来にわたっても狭窄部を開削しないことになれば、狭窄部の上流部の方々にとってみれば、待ち望んでいた水害の解消が大きく遅れるということになります。

先ほど滋賀県からお話がありましたが、県下全域の河川整備の考え方としては、緊急的に整備いたします当面の目標を、時間50mm対応、安全度でいうと大体10分の1に相当すると思っておりますが、そういった考え方で整備をしており、頻発する洪水に対して地域の安全を確保する、いわば緊急的な最低限のレベルではないかと考えているところです。

兵庫県といたしましては、猪名川の狭窄部の扱いについて次の通り考えています。

1点目が、狭窄部を当面どうするのかということと、最終的にどうするのかというのはきちり分けて考える必要があるということです。

2点目は、狭窄部、或いはその上下流の状況は地域ごとに様々です。この委員会の中では、淀川の狭窄部とこの猪名川の狭窄部とを一緒に議論されていますが、やはりそれぞれの状況を踏まえて、ケース・バイ・ケースで、きちり議論をした上で整理する必要があると考えます。一般論として狭窄部をあけるべきではないというのは、この猪名川の状況を踏まえた時に少し乱暴なことになるのではと思います。

3点目は、当面この下流の状況から狭窄部がすぐに開削できないというのはわかりませんが、これまでの改修の経緯、或いは地域の説明状況等も踏まえると、下流の改修状況も勘案しながら、下流の河川に影響のない範囲で少しずつ段階的に整備する、開削していく案、こういった案についても県の方は1つの案として今後検討していきたいと考えています。以上が狭窄部に関する意見です。

2点目がダムのあるあり方についての意見です。

021113版の提言では、「ダムの建設は、河川環境の観点からは極力抑制するべき」とあり

ます。それから、本日配付されている資料によると、「ダム建設は自然環境に及ぼす影響が大きいため原則として抑制する」と書かれています。

兵庫県のダムに関する基本的な考え方は次の通りで、当県におきましては、治水対策を検討するにあたりまして次のようなプロセスを踏むこととしています。

第1番目ですが、考えられる実行可能な複数の治水対策の代替案を提示することです。2番目は、それらの複数の代替案につきまして、必要性、有効性、効率性、或いは自然環境に与える影響等を総合的に比較検討するということです。3番目は、これらの検討にあたっては、情報を公開し、学識者の方々、或いは地域の方々の意見を聞いて、最終的に河川管理者として総合的に判断するというようなプロセスを考えています。

この際のダムの取り扱いですが、治水対策を検討するにあたり、最初からダムを排除するのではなく、地域性を十分に勘案し、個別の案件ごとに、先ほど申し上げました必要なプロセスを踏んで、総合的な視点から慎重に検討していくことが必要であると考えています。

なお、先ほどから、河川環境が非常に重要であるというお話は承っている通りで、当然のことながら、こういった治水事業が自然環境に与える影響についてきちんと評価して、代替案の比較検討の際にも、十分に慎重に配慮すべきであるということは言うまでもありません。

このように私どもは考えますが、やはり河川の状況、地域の状況、それまでにその地域が受けた洪水被害の実績、その治水対策に対する地域の方々の意識も地域ごとに様々であると思います。

例えば、神戸市を流れている新湊川という川がありますが、残念なことに治水整備が遅れていたこともあり、平成10年と11年に浸水被害が発生いたしました。

兵庫県では、この新湊川で下流の河川改修を実施するとともに、上流部では石井ダムという洪水対策のダムを建設中ですが、この石井ダムにつきましては、下流の氾濫した地域の方々からは、早くダムをつくって欲しいという要望が数多く出されているところです。

ダムにつきましては地域の情勢が様々です。やはり地域の状況を踏まえ、個別の案件ごとに、地域の方々の意見も聞きながら慎重に検討する必要があるのではと考えます。

3点目が堤防の強化方策です。

先ほども、ハイブリッド型の堤防について滋賀県からも意見が出ておりましたが、兵庫県でも、堤防の安全性の評価、或いは強化対策が非常に重要な課題と認識しています。阪神地域の密集市街地を流れる武庫川におきましては、この堤防の安全性の評価と強化方策の検討を現在実施しているところです。

この堤防の破壊形態ですが、私から申し上げるまでもなく、越水による破壊、浸透による破壊、洗掘による破壊と、破壊形態も非常に様々で、特に越水に対する破壊形態というのは非常に複雑です。ハイブリッド型の堤防の構造や効果につきましては詳細な検討が必要と考えます。

もう1点は、私ども河川管理者はこれまで土の堤防を原則としてきました。材料が入手しやすい、比較的安くできる、或いは復旧が簡単であるといった理由に加えまして、基礎地盤と一体としてなじんで、沈下に対して柔軟性があるというようなメリットが大きかったかと思えます。

本日配付の資料におきましても、このハイブリッド堤防等については、強度や耐久性、その他様々な面で慎重に検討する必要があると書いてありますが、私もその通りであると思えます。

特に土の中にコンクリートのようなかたい構造物を入れた場合、長期的に不等沈下をして、それが堤防に悪影響を及ぼさないのか、或いは技術的に可能であってもそうならないように適切に管理できるのかといった面について、詳細な検討が必要ではと考えます。以上です。

芦田委員長（委員会）

どうもありがとうございました。引き続きまして奈良県の方、お願いします。

河川管理者（奈良県 土木部 河川課長 澁谷）

奈良県河川課長の澁谷です。委員の皆さまにおかれましては、淀川水系の直轄管理区間の河川整備計画作成に関して、熱心な議論を頂いていること、また本日意見を述べさせて頂く機会を持たせて頂きましたことに、まず感謝とお礼を申し上げまして、意見発表をさせて頂きます。

委員の皆さまのお手元にはパワーポイントを印刷したものをお配りしています。また、前面のスクリーンも使ってご説明させて頂きます。

まず、奈良県にとって淀川水系がどういう関係にあるかということをお話しさせて頂くと、淀川水系は県の面積の2割を占め、そこに奈良県の人口のうち15万人、約1割強が住んでいます。

位置的には、木津川のさらに上流になっており、直轄管理区間というのは、室生ダム等の公団ダムに関連した部分だけです。河川の特徴としては、一部を除きまして山岳河川で、殆どが天然河岸、治水といった観点からは手を入れていない自然の河川です。

そういったこともありまして、この提言が河川管理一般について言及していると思われる部分もあるように感じられることから、奈良県としては、河川管理一般に関する意見のうち主要なものに限って意見を述べさせて頂こうと思っております。

本日配られました最新版の021129版については、私どもは入手が遅れまして、意見が021113版であるということをお断りしてご説明をさせて頂きます。

まず、提言の中で、水害の連鎖からの脱却という言葉があります。提言の中身を見てみると、スーパー堤防以外の整備は超過洪水には無力である、結果として災害があるたびに段階

的に安全度を引き上げていく必要がある、また河川整備をすることによって逆に被害のポテンシャルが高まっているといった部分があるように見受けられます。

これが奈良県の一般的な河川整備の現状です。赤で示した部分は、こういった川が昔ありましたということです。それを、一般的に堤防が高いと危険なものですから、奈良県の河川整備というのは堤防を切り下げて、これを河積というのですが、川の断面積を広くするというような形で治水対策、河川整備をしているというのが現状です。

こういう整備をすれば、例えば超過洪水があったとしても、必要な部分というのですか、広くした川の断面というのは有効に使えますし、それだけ被害も減らすことができるわけです。そういった意味で、河川整備が被害ポテンシャルを増やしているという表現は、奈良県の場合は適用できないのではと考えます。

奈良県としては、「多くの河川では、掘込や小規模築堤で、治水対策を実施」していますので、こういった表現は「淀川直轄管理区間固有の課題」ということで、きちんと整理をして頂きたいと考えています。

あとは、狭窄部に関する表現です。他の河川管理者からも幾つか意見が出ていましたが、提言案 021113 版では、狭窄部は歴史、景観等の面から国民的財産としての価値が高いところであるために、開削をできるだけ避けなさいといったような提言になっています。

これは淀川水系ではなく、隣の大和川水系ですが、こちらに奈良県の人口の8割、資産の9割が集中しています。大和川水系におきましては、ちょうど奈良から出るところ、亀の瀬の地すべり地区になっています。そういったところもあって洪水が流れにくい構造になっています。

こちらが、亀の瀬の地すべり地形を奈良県側から大阪府側に見たところです。川が少し曲がって流れており、地すべりが山側から谷側に向かってすべったような状態になっています。

この川幅を見て頂くとわかるように、奈良県側ではこのくらいの川幅があるものが、ちょうど亀の瀬の地すべりのところで非常に狭くなってきています。ここが非常に狭窄部になっているわけです。こういったことから、奈良県では毎年のように水害が発生しています。

これが昭和57年の水害で、大和川流域でも最大の被害がありました。

ちょうどこの時、こちらが大和川でこちらの方が大阪側になりますが、王寺駅が水没するような、非常に深刻な被害がありました。

もう既に提言では反映されていると考えていますが、狭窄部については、単に歴史、景観面でその検討から除外していくということではなく、個々のケースで判断されるべきものではないかと考えます。

次は、ダムのあり方に関する意見です。このダムのあり方につきましては、極力抑制というような表現になっています。

奈良県の場合、先ほどお話ししました大和川流域ですが、亀の瀬の地すべりがなかなか切

ることができないといったようなこと、或いは市街化が一気に進展したということから、総合治水対策といったものを行っています。流域で水をためるということをしながらか、一方で河川改修をするということにより、浸水被害を減らしていくという工事です。

洪水をためる対策としてどんなことを具体的にやっているかといいますと、大和盆地にたくさんあるため池を利用し、そこに洪水をためる、あとはグラウンドや駐車場に水をためる、またその他、当然のように、ダム等で水をためるといったこともしています。

そういった洪水をためる対策はどのくらいできているのかといったものを、ためる量の割合を示したのですが、72%がダムで貯留しており、やはり大規模な施設で集中して水をためるといったところが効率的なわけです。

また、利水の面からです。このグラフは、平成12年度における上水道の水源別年間実績取水量を示しています。奈良県は約140万人強の人口があるわけですが、そのうち上水道が供給されている区域は138万人の人口がいます。そのうち7割が既にダムの水に頼っているという状況です。

こういったダムがもしもなければ、人口100万人くらいがこの奈良県からどこか水のあるところに移住していかなければいけないというほど、奈良県という県はダムに頼っている県でもあります。

本当に水があまってないのかというようなご指摘があるかと思い、県内の最近の渇水状況をまとめさせて頂きましたが、ここ数年渇水が頻発し、平成12年、13年、14年と連続して渇水が起っています。渇水調整を行い、水道の取水制限、或いは給水制限を行い、そういった時には学校のプールも使用をやめ、節水に努めました。

そういったことから、県ではダムといったものに非常に期待を持っておりまして、平成15年、来年完成します紀ノ川水系、奈良県では吉野川と呼んでおりますが、紀ノ川水系に建設されている大滝ダムの完成を心から待っているところです。

奈良県の意見といたしましては、洪水を防御するとともに、河川の流量が豊富な時期に水をためて、不足する時に供給するダムは、河川整備の手法の1つではないかと思えます。そういったことから、ダムが有効かどうかというのは、個々のケースで判断して欲しいと考えます。

意見を総括しますと、狭窄部の開削やダムの建設につきましては、最初から比較検討から排除してしまうのではなく、比較検討の対象に加えるべきものである、その上で、ダム建設、或いは狭窄部の開削によるプラス面、マイナス面を十分比較検討して、整備手法を決めていくべきではないかというのが1点です。

もう1つは、狭窄部とダムに加えまして、水害の連鎖といったことは、淀川直轄管理区間固有の課題ということで整理して頂きたいと思えます。以上です。

芦田委員長（委員会）

どうもありがとうございました。これから意見交換をいたします。

お話を伺いましたが、各県の皆様がダムの問題を取り上げられていました。ダムは最初から排除するべきでなく、選択肢として考えるべきであるということですが、我々の計画でも排除しているわけではなく、とにかく環境を重視する河川整備計画の流れの中で、治水と利水の考え方を考えていかなければいけないと思っています。そうすると、必然的に、環境にかなり大きな影響を与えるダムは抑制するという基本的な考えのもとに考えるというのが妥当ではないかということで書いているわけで、排除しているわけではありません。

池淵委員（委員会・猪名川部会）

ダムのあり方についていろいろご意見を頂きましたが、今、委員長がおっしゃったように、ダムは治水、利水、環境に関わるトータルな施設であることは事実で、従前から部分的な評価も行われています。河川整備計画をつくる上において環境保全、回復といったものに主軸をシフトしようというような大きなスタンスを持った形で提言を描いていますが、自然環境への影響を考えたうえで、非常に幅広い意見がありましたが、抑制するという方を選択して描かせて頂いています。

それから、地域特性に応じたもの等についてはその下に少し書かせて頂いていますが、各種代替案の有効性や必要性という中にもおのずと個別のものになって入ってくるという形で、そこを厳しくも提示頂き、合意を得るというスタンスで進めるべきでないかと思っておりますので、決して排除した形になっているとは読んで頂きたくないと思っています。ただ、非常に厳しい側面を持って、そういう形に承えていくあり方は求めたいです。

芦田委員長（委員会）

個々のケースごとに厳しく検討していく必要があるということです。河川整備計画原案が出た段階でも、いろいろと検討する必要があると思います。

大阪府の方のお話にあった、淀川下流高水敷の利用について、現実に物すごくよく利用されている実態ですが、提言案ではかなり自然保全のために抑制的なトーンが非常に強く出ているわけです。この辺りは非常に苦労しているところで、将来的には河川でなくてもできるものというのは河川から出ていって欲しいという考え方があるわけですが、すぐに実現できるわけではありませんので、地域住民の理解を得ながらやっていく必要があるという長期的な視点と、差しあたって、少なくとも整備を進めていくということはやめて欲しいということ、いろいろと配慮しながら書いています。

柘屋委員（委員会・淀川部会）

河川利用の辺りは私が皆さまの意見をもとにまとめています。今委員長がおっしゃったように、河川利用の理念というのは、本来川でなければならぬ利用、或いは川を生かした利用という考え方からすれば、当然川でなければできないということを重点的にするべきで、スポーツなどは河川敷などそういうところではなく一般的な空間でやるべきでなかろうかという考え方をもとに、このような表現にしています。

提言案の利用のあり方のところに書いていますが、現状では非常に利用されているという実態も考慮した上で、やはり、将来的にはなくしていくべきでないでしょうか。その辺は当然十分考慮していきます。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

先ほどの府県のご意見も含めて、やはりダムの問題が一番関心のある部分だと思っています。確かに、これまでのスタンスではないということをご認識頂く必要があるだろうとは思いますが。ただ、ダムの問題について、この提言案をよく読んで頂ければ、先ほど非常に危惧なさっていた辺りは総括的に入っていると思います。

先ほども芦田委員長、池淵委員からもお話がありましたように、決してダムを排除しているというわけではありません。ダムも選択肢の1つです。しかし、そこに至るプロセスを、これまでと全く変わった形でやって下さいということです。当然、先ほどから出ているような環境、或いは住民意見の反映というところが入ってきているわけで、流域委員会も、ワーキンググループをはじめ部会で議論し、ここに1つの案として提示したということです。一字一句十分吟味して頂ければ危惧なさっているような部分は解決するだろうと思います。

私も滋賀県に住んでいるわけですが、河川がコンクリート三面張りになり、生物が住めなくなったという現状を知っています。或いは、琵琶湖の水が汚れて、かなり深刻な状況になってきている現実を見るにつけ、このままの河川整備、或いは改修、ダムというものでよいのかどうか、根本的に考えていく必要があるのではないかと考えています。先ほど奈良県の現状もおっしゃって頂きましたが、地域の特性などを十分考えてダムを選択していくことについては、あくまでも原則としてはダムを抑制するという前提のもとに考えていこうではないかということです。そして、ここにあるような代替案、或いは社会的合意、さらには順応的な対応ということですので、府県においても、そういった委員会の提言の趣旨を十分吟味して頂き、反映して頂きたくお願いいたします。

河川管理者（兵庫県 県土整備部土木局 河川整備課長 石川）

ダムは治水対策の1つの手段であって、そして排除されてないということは十分理解していますし、環境に対する大きな考え方の変化、時代の流れも踏まえて、ダムのあり方も当然

変わるべきだというご意見もその通りだと思います。

しかし、私が少し気にしているのは、4-17 ページでいいますと、「考えうる全ての実行可能な代替案の比較検討のもとで、ダム以外に実行可能で、有効な方法がないということが客観的に認められ、かつ」云々とあります。後段の部分はその地域の社会的な合意形成について書かれており、それはよいと思います。

ここの下りですが、例えば現在の技術力等をもってすれば、或いは代替案を検討する時に、例えばダムという代替案だと100億円かかるという場合、一方ダム以外の何でもよいのですが、遊水地、或いはため池の改造をすると200億円かかるといった時に、行政としてどういう判断をするべきなのかという場面がよくあります。全ての場面で長所ばかり並ぶという選択肢ならば簡単なのですが、様々な比較検討の中で、一方ではこちらがすぐれているが、一方ではこういう短所があるというケースが多々あります。

当然この時に、ただ単に安いからという理由でダムを選択するべきではないというのは重々わかります。しかし、総合的な視点から、高くてもダム以外の手法をやるのではないかと、そういう合意形成があればその選択肢をとるべきだと思いますし、費用が倍かかるのなら少し環境の犠牲があってもダムという選択肢をとるべきではないかという議論もあり得ると思います。

従いまして、この表現の場合、とにかく代替案があればダムは選択しないのだと読み取れるわけですが、私は河川管理者は国民の貴重な税金を使って仕事をさせて頂いているわけですから、経済的な視点も決して無視できないと思います。つまり、繰り返して述べますが、必ずしも代替案があれば選択しないというのではなく、総合的な視点で比較検討し、もちろんその環境に対する影響ということも重々慎重に検討して、社会的合意を得て選択をするといったプロセスが必要なのではと考えます。

芦田委員長（委員会）

おっしゃる通り、いろいろな選択肢の中で利害得失、経費、将来の維持費などいろいろなことを考え、必要な情報を提示して、それで住民の社会的合意を得られる案を選択すべきだと思います。ここで書いているのは、おっしゃることを実行できるように思います。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

今、事例紹介を頂きましたので、そこで是非お考え頂きたいのは、自然環境に配慮するという部分ですね。例えばダムをつくれれば100億円で済む、それ以外の代替案であれば200億円かかるという場合、多少自然を犠牲にしても100億円の安い方でダムをつくりましょうということも当然成り立つわけです。

提言で言っておりますのは、幾つかのいわゆる情報公開と説明責任というのがあるわけで

すが、その中に「自然環境の価値を考慮した経済性」というのを入れさせて頂いています。これまで自然の価値、つまりこの自然はいくらというような計算はあまりしてこなかったわけですが、失われる自然というのは一体どれだけの価値があるものなのかということも含めてここでご検討頂いて、もしも、失われる自然の価値が、例えば150億円であったということになりますと、ダムをつくることによって、ダムの100億円と失われる自然の150億円で、250億円かかるということになると、代替案でやらざるを得ないということも成り立つということ、ご参考にして頂きたいと思います。

河川管理者（兵庫県 県土整備部土木局 河川整備課長 石川）

環境の価値を計量化するのは非常に難しいとは思いますが、十分評価して、単なる従来の経済性だけで判断すべきでないというのはその通りだと思います。今思えば、私ども河川管理者のこれまでの環境に対する配慮が、必ずしも十分でなかったという反省もしています。

ただ、私が気にしているのは、個別のダムのところに書いてある評価事項ではなく、その前段です。「実行可能な代替案の検討のもとで、ダム以外に実行可能で有効な方法がないということが客観的に認められ、かつ・・・」となっています。つまり、効率性の概念だとか、それ以外の、下で書いてあるような項目とは別に、とにかくダム以外の選択肢がない場合以外は、ダムは選択しないと書かれていると読めるのですが、違うのでしょうか。

川上委員（委員会・淀川部会）

よほどのことがない限り、基本的にダムはつukらないということです。

中間とりまとめの時には「原則として採用しない」という表現でした。しかし、今後30年間、或いは50年間、100年間を考えた時に、どういう事態が起こるかわかりません。特に、後段にありますように「地球温暖化等による気候変動」もあり得るので、そういうことまでは、今この段階で、委員会で判断することはできません。従って、ダムというものを全て完全に排除してしまうものではないということからこういう表現になったのですが、我々の根底にある考え方というのは、よほどでなければつukらないという考え方だと私は理解しております。

それで、ここに至る修正のプロセスで、自然環境に及ぼす影響が大きすぎるのでダムはつukらないとなっておりますが、治水、利水、環境の全てにわたってこのダムの問題は関わっているということで、特に水需要管理に関しては、現存のダムで十分水を確保できているではないか、水需要は今後これ以上伸びないという観点からも、こういう判断に至っているわけですが。

もう1つ私が申し上げたいのは、修正意見の文章の中に入っておりますが、上流域と下流の大都市との不公平の問題があります。私は委員会でもたびたび申し上げてきましたが、上

流の住民が犠牲を強いられ、下流の人たちが水を使いたいだけ使うという、こういう文明のあり方はおかしいのではないかとことを申し上げました。ダムができることによって自然が破壊されるだけではなく、地域社会が完全に崩壊と申しますか、壊滅してしまうわけですよ。そこに住んでいる人たちにとってはふるさととも消滅してしまうわけです。

1つ私が悩ましい思いをしておりますのは、地元で計画が進められている川上ダムですが、岩倉峡の狭窄部が下流にあり、30年来地元とさんざん折衝をしてこられて、苦渋の選択として上野に遊水地がつくられたということがあります。この遊水地と川上ダムによって初めて上野盆地の治水対策というのはできるのだということは、私もよく理解しています。しかし、前深瀬川という川には、調査してみると何十匹という天然記念物のサンショウウオがいたのです。オオタカのつがいが5つがいても住んでいることもわかりました。従って、天然記念物のサンショウウオやオオタカという貴重な生物の棲息地に、ダムをつくらうとしているわけですが、先ほど寺川委員がおっしゃったように、お金の換算して200億円、500億円と換算できるものでしょうか。

私は、こういう生き物が住んでいるところにはダムはつくるべきではないと基本的には思います。今回の章立てが変更になったように、環境・治水・利水という順番で考えていくなれば、当然そうだと思います。遊水地と川上ダムのセットで上野盆地の治水目標が達成できるのだという悩ましい問題があるので、私は川上ダムについてはやむを得ないのではという思いも持っていますが、基本的によほどでなければダムをつくらないという考えを理解していただきたいです。

山村委員（委員会）

先ほどからいろいろと河川管理者の方々、特に府県の関係の方々から言われている点については、2点問題があると思います。

第1点は先ほどから議論されている環境と、開発の利益の問題です。やはり我々の側のスタンスと、河川管理に関わっておられる方のスタンスとは、やはり食い違いがあると思います。河川管理者の方は、河川管理の方に非常に忠実です。忠実であるかわりに、非常に大きな視点というのが欠けているところがあります。

結局、国際的な傾向としては、環境と開発というのは必ず統合すべきだというのが現在は国際理念になっており、それが環境基本法の中に入ってきて、それを受けて河川法が改正されたという1つの流れになってきているわけです。

そうしますと、当然、先ほどのダムの問題にしても、自然の価値というものを統合した形で考えなければならないわけです。根本的な問題というのは、何故河川管理をしなければならないかということ、自然的な災害の他に、河川の流域、特に集水域における非常に大きな開発があります。それから、水需要問題のしわ寄せが全部河川に来ていて、河川管理者は非常

に忠実に、何とかその対策を立てようと考えられるのはわかるのですが、それでは河川に
しわ寄せをもたらしている外的原因をコントロールするという発想がやはりないのではな
いかと思います。それで、開発と環境の統合というのはそれを全部統合して考えよう、調和
を図ろうという考え方だと思っわけです。

先ほどから価値の問題について出ていますが、私は法律家ですから、過去の裁判例をあげ
ますと、昭和50年頃に日光太郎杉事件というのがありました。これは、オリンピックの際、
外国人客が日光へ来るので、道路を広げようということで、東照宮の杉並木にある太郎杉と
いう100年くらいたった杉を切るという事業計画を立てたわけなんです。その時に、日光東照宮
が原告になって訴訟を起こしました。結局、一審も二審も、その建設大臣の建設計画は違法
だという判決を出しました。理由は、太郎杉を切らない代替案があったのですが、その代替
案では1億円以上多くかかり、施工期間は3年ほど多くかかるというものでした。しかし、
その場所は自然公園法の特別地域ですから、歴史的な価値というのは1億円にはかえられ
ない、太郎杉1本の価値は1億円にはかえられないということで違法だという判決を、既に出
しております。最近では苦小牧東部の用水を確保するためのダムについて二風谷事件とい
うのがありまして、これも裁判所は違法だと述べています。

これは世界的な傾向で、例えばアメリカやドイツにおいてダムで山林が沈む場合、例えば
500haなり1,000haが水の底に沈む場合には、必ずミティゲーション（緩和策）として、そ
れの数倍の森林を再生せよということが義務付けられています。アセスメントの中で全部検
討が義務付けられているので、そういう点では我々の提言と全く整合するのではないかと
思います。

もう1つ、先ほどからいろいろ県の方々が言われているのは、我々はいろいろ地域の住民
の意見を聞いて河川行政をされているということです。ですから、それに整合性があると
おっしゃるのですが、今言ったように河川だけの観点からの地域住民の意見を聞くのか、流域
全体の意見を聞くのかで違ってまいります。

最近の判例で申しますと、東京都の環状9号線の判決があり、都市計画が違法だという判
決が出ました。その時、住民の合意はありました。高架にするということは、あかすの踏み
切りを解消するというので、住民から物すごく要望が出ていました。しかし片一方で、高
架にすることで沿線の住民の騒音被害が物すごくあることを軽視したとして、違法とされ
ました。その場合に、どの住民の意見を聞くのかによって、そのあかすの踏み切りに関心
を持っている住民だけの意見を聞くのか、被害を被る人たちの意見も聞くのかによって異
なってきます。

ですから、住民の意見を聞く場合に、やはりいろいろな観点の範囲の方から聞かなければ、
例えば被害をこうむる人だけでは問題が出てくる場合もあるわけなので、先ほどからいろ
いろ示されました住民の意見の集約の仕方という点も、そういう観点から判断されるべきでは

と思います。

芦田委員長（委員会）

県の皆さまのお話を簡潔にして頂いたので、時間が少しあまっています。前半にお話し頂いた方も含めて、言いたいことをもう少し言って頂いた方がよいのではないかと思いますので、よろしくをお願いします。

吉田委員（委員会）

環境の重要性、時代の変遷とともに環境の価値というものが高まり、重視しなくてはいけなくなっているということは、何人もの方がおっしゃったので、まさにその通りだと思います。河川管理者の方からは、全て同等のレベルでダムも入れるということでしたが、私はやはりこの提言案にあるように、まずダムをつくらないというところから考えるべきだと思います。

その時に、今まで出てない視点で1つだけ申し上げたいのは、先ほど狭窄部のお話もありましたし、ダムの話もどの県の方からも随分出ていたのですが、やはり自然の地形を変えるほどの不自然なやり方では、どこかにひずみが出てくるのではないのでしょうか。つまり、私は利根川の下流の住民でしたが、途中の中流の狭窄部を開削した場合、下流の方は堤防を強化しなければいけない、それでも足りないの得上流にダムをつくらなければいけないというようにどんどんしわ寄せが来るわけです。ですから、今までの考え方としては、どこかの住民にしわ寄せが行ってはいけないのだということで、上流も下流も全部同じようにしていくという考え方でしたが、やはり自然の特性に合わせて考えていかないとダメなのではと思います。

もう1つ、ダムについてですが、やはりその流域に給水していくのならまだよいのですが、他の流域に給水するためにダムをつくっていくのは不自然ではないかと思います。猪名川の流域では余野川などがありますが、川の水をその流域の住民のためではなく、他の流域に持っていくということは、例えば私のように関東に住んでいる者は、全く同じことをしているわけなのですが、やはりそこら辺に大きくボタンをかけ違えてきたところがあるのではないかと思います。大きく地形的なところまで変えるような改変は避けていくというのが、今後の原則として重要ではと思います。

塚本委員（委員会・淀川部会）

以前、大阪府の方に意見聴取をさせてもらった時、意見をいろいろいただきました。特徴としては、施策の中で総合治水対策が非常に早く進んでいること、対応が柔軟であることを感じさせてもらいました。今、教育問題もそうですが、現場というのはかなり変わってきて

います。そういうことに対応していきながら、どういうふうに本当の合理がつくっていきけるかについて話し合いを行うことで、恐らく水利権も含めて考えていけるのではと思います。

兵庫県の石川課長は、いろいろと住民参加のことでかなり苦労されたと思います。ただ、今言われた、経済的なコストの問題とのことですが、経済とはインフレになったらすぐに変わってしまうものですよね。もっと本質は恐らく知っておられると思います。しかし、私達、或いは経済の分野の人たち、施策の分野の人たちなど、いろいろな人たちと話し合い、さらに住民側がかなり動かないと、ある合理には持っていけないのではないのでしょうか。お互いによりレベルを上げて、どのようにそれをやっていくかが大事だと思います。

奈良県の方の説明で非常によかったのは、ダムによって住民を集めようというような施策があったところです。ダムが先か住民が先かというのは、私にはわからないところがあります。それで、特にある部分は歴史遺産で実にうまく残しておられますが、田畑とかその辺は農業関係が衰退を見せて、さらにそこにかなり新しい人たちが入ったので、大和川はかなり汚れたところもありますよね。

これからは本当に全体として都市計画としてどういうふうにしめ細かくやっていこうかと考えるべきでしょう。これは住民側の問題でもあり、住民と調整しながらやっていくということが大事ではと思います。住民も実現に向けて時間をかけて取り組んでいくべきだと思います。ダムをある程度残しながら、だが、それを残す時にはどういう不合理があるかと考えながら、次のステップに向かっていくということが大事だろうと思います。

河川管理者（奈良県 土木部 河川課長 澁谷）

委員の皆さまのいろいろなご意見を聞いていると、そんなに気持ちの乖離がない部分もあるのではという気もいたします。

ただ、少し気になっているのは、もう少し書き方を色々と工夫して頂ければ、ある意味、我々の気持ちが近づいている部分もありますのでさらによいものになっていくのではという気がしています。

狭窄部については見直して頂いたのですが、ダムは兵庫県の石川課長も言うておりましたように、まず抑制するというところから議論を始めるというのは、どんなものなのかと考えます。例えば、奈良県の大和川水系では、亀の瀬地滑りといったものがある中で、県民が安全な暮らしを享受しようとする、水をためるしかないというところがあるわけです。地域の状況に十分ご配慮頂いた上でいろいろな選択肢がとれるような余地を残しておいて頂ければと考えます。

芦田委員長（委員会）

今おっしゃったことは、まさにその通りで、まず抑制するという考え方を出示しますが、ど

うしてもそれしかないというような場合には、選択肢として考えるということを行っていますし、あらゆる選択肢の中で実行可能な案がない場合にはダムを考えるとかなり厳しく言っています。例えば、先ほど石川課長がおっしゃったように、物すごく金をかけるという、かければ代替案もあるという場合もあるではないかというようなお話でしたが、そういう場合でも、恐らくそんな金をかけるという実行可能な案ではないと思います。今の文案でも十分石川課長がおっしゃっていることは入っているのではないかと思います。

それから、環境に対する価値の評価は当然考えていかなければいけません。どのような方法、スタンスから入ろうと、結局、最後は全ての情報を公開して、そして皆の社会的合意を得るとというのが建前になっていますから、そういう方法でよいのではという気がします。

河川管理者（滋賀県 土木交通部 河港課長 澤野）

最後の住民の社会的合意は、ある意味では非常に難しい問題をはらんでいると思います。もちろんいろいろな方が全員参加して、皆さまが一致するのが理想でしょうが、現実はなかなかそうなりません。いろいろな意見の方がいらっしゃいます。どこまでいってもマルとバツがある場合に、どう決めるかということがあると思います。そのような中で、やはりある一定の方向を決めながら決めていかなければいけない時に、やはり反対される方が一部いて、合意がとれてないと言われる時に、行政として非常にやるせない場面もあります。そういう場合どうするか答えは、そんなに簡単なものではないと思いますが、ここでもいろいろと提案されておられますし、県でもこれから考えていかなければいけません。今後のテーマとして一緒に考えて頂けたらと思います。

芦田委員長（委員会）

社会的合意というのは非常に難しい問題で、何が合意か、全員賛成した場合に合意か、或いは若干異論があっても多くの方が賛成すると合意かというような、非常に難しい問題がたくさん出てくると思います。この辺りは、池淵委員が大分苦労されていると思うのですが、どうですか。三田村委員は、住民参加のところで随分ご苦労頂いたと思います。

三田村委員（委員会・琵琶湖部会）

この提言案の4-7、4-8に一応まとめさせて頂いたというのが正確です。と言いますのは、先ほどから山村委員もおっしゃいましたように、総意のもとにダム建設等開発を行ってきたという河川管理者のご意見がありましたが、私は総意というのはあり得ないと思っています。いかに住民の意見を汲み上げることができるのか、汲み上げるという言い方も本当はおかしいのですが、上げるとか、下げるとかというのは、一緒にパートナーシップをとって行うことができるかといったら、極めて難しいと思います。そこを誤解しないような仕

組みをこれから構築していくことが非常に重要と思っています。

その1つとして3月をめどに、別冊で幾つか考えたものを提言しようと思っております。例えば、真の反映の中身というのは、今までは、いわゆる議会制民主主義の中で選ばれた代表の人の意見が真意であった、総意であったというぐあいに誤解されてきましたが、それは間違いだろうと思います。それから受益者だけの意見が本当の意見であるということも間違いだろうと思います。本来は真のパートナーシップを持ち得る人の総意なのだろうと思いますが、その中身がどういう仕組みで構築できるかわかりません。

例えば、私は滋賀県に住んでいますので、滋賀県の河川管理者の人にお伺いします。琵琶湖環境部のご担当者と河港課の方は合意が得られているのでしょうか。本当にそうなのか疑問です。

河川管理者（滋賀県 土木交通部 河港課長 澤野）

何についてですか。

三田村委員（委員会・琵琶湖部会）

例えばダム問題に対してもです。

河川管理者（滋賀県 土木交通部 河港課長 澤野）

もちろん基本的にお互い話をして、県の方針として、県として当然合意を得ながら進んでいるということになっています。その合意を得ているというものの定義というのは、どんなものでしょうか。当然個人個人いろいろな意見がある中で全体としてこうしていこうという意見集約を図っていく、組織としての意見集約のシステムがあると思います。そういうような話になってくると思いますが、非常に答えにくい質問です。

三田村委員（委員会・琵琶湖部会）

例えば先ほどスライドでお見せ頂いた内容は、全て琵琶湖環境部の方も承知した結果であると私たちは受け取ってよろしいのですか。県の中でもいろいろな意見があると思います。その調整すらうまくいかないのに、もっと広い一般の住民の意見をまとめて、その総意のもとに動かしたとおっしゃるのは、少し乱暴な部分があるのではないかとはいえます。しかし、それをどうしたらよいのかを、私たちはよくはわかってないというのが現状です。

それから、もう1つ、これは一般住民意見の反映とは違う話ですが、先ほどダムにかかるコストと、ため池のコスト云々とおっしゃいましたが、例えば中海の淡水化が頓挫いたしました。もとの自然へ環境修復するためのコストまで考えて本当に建築をしようとしたかは、私は疑わしいと思います。そういうものも、もしコストというものであらわすならば、そう

いうことも考えた上で本当のコストというのは考えないといけないのではと思います。

河川管理者（兵庫県 県土整備部土木局 河川整備課長 石川）

委員の皆さま方の意見はよくわかりました。狭窄部のところでも申し上げましたが、ダムの問題も同じことを言わせて頂きます。

地域ごとに、河川の状況だとか地域の方々の意見もかなり違ってきます。それから、環境に与える影響も個別に様々だという現状がある中で、やはり個々の案件についてきっちりと、環境的な側面ももちろん含めてということですが、そういったプロセスをこれからきっちり踏んでいく必要があるのではと、繰り返しになりますが、そう考えます。

尾藤委員（委員会）

私は、今回の提言の中にはいろいろ特徴があると思っています。その中で治水の理念は、大切なものの1つだと思っています。

先ほど、滋賀県の説明をスライドで見せて頂きましたが、何もこの提言と別に変わったところはないではないか、基本的なスタンスは同じではないかと思って、ずっと聞いていました。しかし、治水の理念に対するご意見のところ、この提言が持っている内容について、私たちがここに書き上げていることがうまく理解されているとは思いませんでした。

例えば具体的に言いますと、この治水の理念に対する県の意見というのは、先ほどスライドに出ていましたが、当然のことがずっと書かれている後に、「あわせて、計画以上の洪水に、どう対応するかを考えておくべき」と、何かつけ足しのようにあります。

しかし、今回の提言では、計画以上の洪水に対しても対応できるようにしておくことこそが治水の1つということ、かなり強烈に押し出しています。ですから、「あわせる」のではなくて、最初からそれが入っていないような対応ではおかしいのだということを出していると、私は理解しています。

そうしますと、河川法の中だけで、つまり川だけで治水が全部できるかということが問題になります。今までは大半それでやってきたわけです。ですから、河道を真っすぐにする、とにかく一刻も早く海へ流してしまう、計画水量をだんだん上げていくというふうなことがありました。しかしながら、実は、川以外のところでたくさんのをしなくてはいけないのだ、そうでなければ治水というものは完結しないのだということ、今回の提言はたくさん言っていると思います。例えば、住民の責任というものもかなり出していますし、関係省庁を合わせて対策を立てなければ、治水ということはできないのだということも随分言っていると、私は思います。

関係省庁が1つになってということは今までも言われてきましたが、このことを本気になってやろうとする人々がだれもいなかったわけです。今回は、やはりそれをやらなければ、

20年、30年後に向けて本当の治水というものはできないのだということを出しているという理解していますので、是非その点のご理解を頂きたいと思いました。

もう1点は、例えば審議の途中である種の被害を住民の方にも受忍して頂かなければ困るのだというニュアンスの、「受忍」というような言葉が出てきました。それから、水の需要予測についても、節水の呼びかけというところで、いろいろ自治体の方々のご意見が出ておりました。その中身を見ますと、こんなことはとてもではないけれど住民の方々を説得できるはずがないし、納得してもらえないというふうな、拒否反応的なものがありました。私はその時、そういう自治体の方々の意見を見ながら、住民に対する自治体側の、役所側のイメージ、理解、今までのつき合い方というものが、まだまだ非常に古いまま残っているという印象を持ちました。

今回の提言の中の1つに、行政側と住民とのあり方というものもこれから大きく変えていかなければ、本当の河川管理はできないということが、含まれていると思います。川那部委員が最初の方に少しおっしゃったのですが、私は、行政側はこの半世紀で何が悪かったと反省し、これから何を変えようとしているのかということが、いつもわからないという印象を持っています。

ですから、今回はこれをもとに、これまでずっと国や自治体が築き上げてきたものを評価しなければならないのはもちろんですが、今までだめだった部分を変えようとする方向が、この提言の中にはたくさんあると思いますので、是非、そういう点をくみ取って、うまく活用されることを願っています。以上です。

芦田委員長（委員会）

どうもありがとうございました。

大分議論いたしましたので、この辺りで終わりたいと思いますが、府県の方、どうもご苦勞さまでした。お話はよくわかりましたが、我々の考えというのは、今も各委員から出されていますように、環境を入れたことによって、理念の転換を図っているということです。治水、利水におきましてね。

それを具体化するにはどうしたらよいかを、いろいろ考えているわけですが、まだ十分、実現する具体案までいっていない点があると思います。河川整備計画でそういうのを具体化して頂き、もちろん国土交通省だけではなく、府県も関わっておられますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

どうもありがとうございました。

15分休憩いたします。

庶務（三菱総合研究所 新田）

それでは、再開を3時50分とさせていただきますので、それまでに席にお戻り頂くよう、よろしく申し上げます。

〔休憩 15:35～15:50〕

庶務（三菱総合研究所 新田）

只今から審議を再開させていただきます。芦田委員長、よろしくお願いいたします。

芦田委員長（委員会）

それでは再開いたします。

次は、提言案に関する意見交換です。本日出している提言案ですが、提言案021113版に基づき、皆さまから多数の意見を出して頂いて、それに基づいて、提言作業部会の方が徹夜の作業を続けて頂いて、非常にうまくまとめて頂いたと思っています。リーダーの今本委員を初め、作業部会のメンバーの方、大変ご苦労さまでした。

それでは、今本委員の方から、特に前回に比べて変わった点を中心に、ご説明をお願いできるでしょうか。

今本委員（委員会・淀川部会）

わかりました。021129版というのは、その前の分から、随分皆さまの意見が寄せられています。それまでにもいろいろと寄せられた意見があり、全部を読むのはなかなか大変でした。

実は021129版は、各章、或いは節ごとに、それぞれ精読する委員を決め、是非この部分をきちんと読んで欲しい、或いは他の意見も読んで欲しいというふうに進めましたので、恐らくこれまでに寄せられました意見のチェックに漏れはないと思います。寄せられた意見が反映している分、或いは反映していない分に対しまして、意見にどう答えていくのか、何故採用しなかったのかというのをどういう場でお答えしていくのかについては残された課題ですが、全面的に少しずつの変更はあります。ただ、ここでは大幅に変更した部分についてだけ説明させていただきます。

まずは、お気づきのように、平成9年度の河川法の改正は河川環境というものを重視することによって法律が変わったということから、この提言案でもこれまでの治水、利水、利用、環境という順番を、環境を最初に持ってきて、環境、治水、利水、利用という順番に変えています。そのことによって、少しずつ記述の連続性を保つように変えた部分もあります。

その他、大幅に変更したところは、先ほどから問題になっている、治水に関連することです。基本的には、これまで何度も述べてきたような、破堤による壊滅的な被害を何とか避け

たいということは変わっておりませんが、それ以外の、水害の非常に危険性の高い地域に対してについては、やはり地域の治水安全度をそれなりに高める必要があると書いてあります。これまでは、そういうことは当然だということで、あえて触れてなかったのですが、誤解を生む恐れがあると、或いは寄せられた意見に対する批判といたしますか、危惧が非常に多かったものですから書き加えました。

また、河川環境を前面に持ってきたということで、治水といえども、やはり環境に配慮したものとしなければならないということで、この理念についても、超過洪水、或いは自然環境を考慮した治水という形に変えています。

それから、環境に関しては、環境を最初に持ってきたということで、理念の3章のところ、それから4章もかなり書きかえております。特に3章のところは、かなり全面的に書きかえています。ただ、言わんとするところは、前と同じく環境を重視して欲しいということです。

ダムについては、先ほどの議論から何度も出ていましたが、やはりできるだけ抑制しようというものを全面に押し出しています。

それから、4-8というのが新たに加わっております。4-7、4-8については、三田村委員から説明して頂いた方がよいかわかりません。この提言が出た後どうしたらよいのだろうということを何にも触れずにほうっておくのは、やはり無責任ではないかということで、4-8が加わっています。4-8では、河川整備計画策定時と策定後、いずれについても、情報の公開と共有が大事ということで、どういう情報の公開と共有をしたらよいか、或いは住民との連携、協働というものをどうしたらよいか、かなり具体的に書いています。それを計画策定時と策定後の両方にわたって書いています。

最後の4-25ページには、「計画の継承、確認のための機関の設置」ということで、住民との連携、共同による新たな検討委員会、これを是非継続的につくって欲しいということも提案しています。具体的にこの中身を細かく説明し出しますと非常に時間がかかりますし、せっかくの機会ですから、むしろ皆さまのご意見をお伺いした方がよいのではと思いますので、変更したところだけを説明して、私の説明を終わらせて頂きます。

また、庶務の方からも、前のところとどう変わったかという部分で、「修正案 021113 版と 021129 版との比較資料」というのがありますが、それを見ながらやって頂ければおわかりになると思います。

芦田委員長（委員会）

どうもありがとうございました。

それから、住民参加のあり方については、今まで委員会としてあまり議論してないところですが、三田村委員がリーダーとして非常に精力的にやって頂きましたので、少しご説明頂きますでしょうか。

三田村委員（委員会・琵琶湖部会）

4-7の住民参加のあり方に対しては、委員の皆さま方のご意見を頂いています。ご存じのところが多いと思いますが、4-8は、先ほどご説明頂きましたように、新たに加わった部分です。趣旨は先ほどご説明して頂きましたので、省略させていただきます。

4-8に関しては、ワーキンググループを開いて検討する時間がないので、メール交換でワーキンググループの委員の方々に調整、確認しながら、このような数ページの文章にまとめ上げることができました。その後、全委員にどのような形で回って、ご意見を頂戴する仕組みになっているのかはわからないのですが、何人かの委員の方は初めてご覧になる方もいらっしゃると思います。

前回、今本委員がおっしゃいましたように、今回で確定するのではなく、よりよいものにこれから変えていくということは、間口を広げておくのだというぐあいにおっしゃいましたように、4-8の部分は、特に最後に追加されましたものですから、どしどしよい意見を頂ければ、それをできるだけちょうだいして、また書き改めていきたいと思っています。

内容については、お読みになって頂ければご理解頂けると思います。最後のところにも、できれば、これをよりよいものに、住民意見の反映ができるように、幾つかの組織をつくって頂くとうろしいのではないのでしょうかという提案をしております。以上です。

芦田委員長（委員会）

どうもありがとうございました。

河川管理者が河川整備計画原案について地域住民に意見を聴く、その聴き方について提言して欲しいお話がありました。

三田村委員（委員会・琵琶湖部会）

先ほどの府県の河川管理者の方々の意見に対して私が述べましたように、完璧なものというのではないだろうと、ワーキンググループの中でも話し合いがあります。私も、これだというものはないと思っています。幾つかのやり方を、これから試行して頂かなければならないのだろうと思いますが、その試行の幾つかの方法については、別冊の形ででもよいですから、提言できるのではと思います。それを3月をめどに作成したいと考えます。ひょっとしたら、4月、5月にずれ込むかも知れないと思います。

各部会、並びに委員会が継続されることを雰囲気的に聞いております。その中でどのように実際に地域の中に入って行って、意見を頂戴するのがよろしいのか、いろいろな形式があるのかと思います。じっくりよく聞いてお話を伺うとか、先ほど少し触れましたように、地域の代表だけでよろしいのかどうか、いわゆるサイレントマジョリティーという言葉があ

りますように、その人たちの意見をいかにして汲み上げることが大切なのかということも試行し、その結果を別冊に組み入れることができればと考えています。

是非各部会ででも、そういうことをやって頂くようにご助力頂ければありがたいと思います。その時に、私どもワーキンググループも関わる必要があれば、是非声をかけて頂きたいです。

先ほど、川那部委員が私の方に、ちょっとやろうかなというような雰囲気でお話しされていました。先ほどおっしゃったのはそのことですね。琵琶湖部会でも少し考えてみたらどうかと考えています。多分このところが、これからいかによいものを動かしていくかということのキーポイントになるので、是非ご助力頂きたいと思います。以上です。

芦田委員長（委員会）

どうもありがとうございました。

ご意見をお伺いする前に、もう少し前にやればよかったのですが、とりまとめの経緯と今後の進め方について庶務の方から説明願います。

庶務（三菱総合研究所 柴崎）

[省略：資料3-1について説明]

芦田委員長（委員会）

以上の流れで進めたいと思いますが、今日はせっかくですので、今日提出された提言案021129版についての意見交換を行いたいと思います。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

1月17日の委員会で確定して、提言案を出すということになるのですが、ずっと案という言葉をつけて出すのですか。

芦田委員長（委員会）

修正をどんどんしていく可能性もありますので、現時点では、国土交通省に案として出しますので、また議論によって変わる可能性もあります。もちろんその議論の検討のプロセスをはっきりさせないといけません、最終的なものではないということで、一応案という言葉をつけたらどうかと思っています。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

わかりました。

芦田委員長（委員会）

案であるから、次に出てきたものは違う案というわけではなく、積み上げていっていますので、勝手には直せませんが、直す余地があるということを示しておく必要があるのではと思います。謙虚な姿勢であたりたいと思います。

いろいろご意見がありますでしょうが、本当に作業部会では、大変熱心にやって頂いたと思っています。河川法が改正されて、全国で、治水、利水、環境を考慮した河川整備計画、或いは流域委員会が設置されているわけですが、私は、こういうことは非常に言いにくいのですが、ここまで環境理念を入れ、理念転換を図って本格的に議論しているものはないのではないかと思います。まさに、初めてではないかと自負しているわけです。それだけに、皆さまに多大の労力をおかけしておりまして、恐縮に存じているわけです。

そういう評価のもとに、さらによいものにつくっていきたいと願っています。

今日の案についても自由なご意見をお伺いしたいと思います。

川上委員（委員会・淀川部会）

この提言案の各所に「順応的管理」とか「順応的方式へと転換」など、「順応的」という言葉がたくさん出てまいります。

例えば、一番下のページ数でいきますと3-2、(3)の「主体的な住民参加による川づくりへ」のところに「順応的方式へ転換する」、(4)の最後に「柔軟な順応的管理を導入する」とあります。また、4-1 ページの中ほどにも「持続可能な視点による検討」というところで、「順応的に取り組むべきである」とあります。4-3 ページの「計画の執行管理システム」にも「順応的管理の導入」という項目があります。4-5 ページ、(2)の「多自然型川づくりからの脱却」というところの最後に順応的対応があります。それから、4-12 ページの「利水計画のあり方」の1段落目の最後のところに「順応的な水需要管理を行う」、4-13 ページにもあります。

このように「順応的」という言葉がたくさん使われています。これは鷲谷委員から教えて頂いた言葉で、もともとは英語で「アダプティブ・マネジメント」ということで、これを日本語に置きかえたのが順応的管理という意味です。それ以外にも、いろいろな文献を見ますと、適正な管理とかいろいろな表現があります。また、いろいろな意味合いを持たせています。

「順応的」という言葉は、いろいろな箇所でいろいろな意味に使われております。が、しかし、1つの例として、自然再生型、多自然型といった川づくりを行うにあたって、順応的な対応とはどういう対応が考えられるのかということが、この提言の中には具体的に述べられておりません。

私の考えでは、今後順応的な河川整備を行うために必要な改革として、6点ほど提案をしたいと思います。

1つは、「単年度の予算編成」です。年度内に予算を使い切ってしまうというやり方のために、自然を相手にする工事を単年度でやり遂げてしまわなくてはいけないということでは、順応的な対応にはならないのではと考え、単年度の予算というものを見直す必要があるのではないかと思います。

それから、「行政の人事異動」です。行政のならいといたしまして、2年置きか3年置きにどんどん人が変わっていくということがあります。それでは、一貫した順応的な自然再生はできないのではと思います。

次に、「工事の予算は確保できても、維持管理の予算がなかなか確保できない」という現実があります。この単年度の予算の改革とともに、維持管理の予算というものも認められるような対応が必要だと思えます。

それから、「会計検査」です。果たして、会計検査官というのは環境や自然に対する理解をどの程度持っているのかについて、私はかねてから疑問に思っておりました。いろいろな河川管理者の方とおつき合いする中で、会計検査にびくびくしておられて、こんなことやってよいのだろうか、やってしまったけどよいのだろうか、大変心配をしておられるケースが多いと思います。そういう、いわゆる事業評価システムが適正かどうかという問題があります。

それから、非常に財政が厳しくなってきました関係で、「ローコスト」でやらなくてはいけないということが、認識としてかなり強く持たれているようです。コストよりも、やはり内容と結果が大事ではないかということで、効率主義、ローコスト主義からの脱却という、少し言い過ぎかもしれませんが、もう少し柔軟に考えた方がよいのではと思います。

それから、「ハイテク偏重思考」というのもあると思います。伝統的河川法のようなローテクこそが、これからの自然回復、自然再生の河川整備に必要な考え方ではないでしょうか。そういうものをもう一回、再評価してもらいたいと思います。

それから、設計業者とか施工業者へも、こういう考え方や技術をしっかりと指導して頂かないと、よいものができると思えます。

この7点を、今度の修正の機会があれば、是非盛り込んで頂きたいと思えます。

芦田委員長（委員会）

非常に具体的なお話でしたけど、修正に入れるかどうかというのは少しわかりません。大事なことですが、行政の方で考えて頂かなければいけないことではありますが、提言に入れるかどうかというのはどうでしょうかね。人事について、そこまで言うことは少し難しいと思えます。

バックデータとして、意見として出して頂くということによろしいですか。非常におもしろい実質的な議論であると思います。

吉田委員（委員会）

その他の意見です。今日は新幹線の中で庶務作成の参考資料の021113版と021129版の比較を読みながら来ましたが、アンダーラインが引いてあるものですから、非常にわかりやすく、かえっているいろいろなことを思いついてしまいました。

1つは、021129版で変わったところでは、4-7と4-8のところに出てくる河川レンジャーという言葉です。前は川の守り人だったのが、河川レンジャーという言葉になった理由を教えてくださいたいと思います。私としては、前の言葉の方がまだよかったのではと思っているのです。

レンジャーというのは、アメリカの国立公園のレンジャーというようなイメージがありますが、どちらかという管理者側というようなイメージで、住民のボトムアップという感じがしません。最近、子供レンジャーとか使われ始めていますから、イメージが違って来たのかも知れませんが、私としては、どちらかという河川管理者側の人という言葉のような印象を受けます。

確かに法的な位置付けをすとか、適切な権限と報酬の付与と、そういった意味で、川の守り人というあいまいなものではだめかも知れません。もし提言で、その辺のやわらかな言葉を生かせるのであれば、河川レンジャー（川の守り人）などにしておいてもよいのではないかと思います。

私は、前の言葉は非常に、東京的ではなくて関西的でよいと思っていたのです。どうも河川レンジャーというところにひっかかってしまいました。

それから、線を引いてくれると非常にわかってくるので、もっと前に入れてればよかったのかも知れないのですが、修正の方では4-9というところ、皆さまがお持ちのアンダーラインが引いてないページでは4-6ですね、「水位・流量と生物の生息環境」の「ダム・堰の水位管理」のところ。1番目の「ダムが貯水・下流の水量を含む水質環境を改変し」というところですが、以前一庫ダムの分析をしたことがあり、その中で出てきた事実を少しつけ加えて頂ければと思いました。「ダムが貯水による植物プランクトンの発生と貧酸素層の形成・下流の水溫低下を含む水質環境を改変し」というふうにして頂けるとよいのではと思います。

それから、3つ目のところで「増水時の放流による河川水位の急激な変化」とありますが、これは濁度の変化によって、アユの生息環境も悪化しているという現状も踏まえて、「増水時の放流による河川水位・濁度の急激な変化が、魚類の産卵、採餌環境等生態系に大きな影響を与えている」というふうにして頂くとさらによいのではと思いました。

細かいことで済みません。

芦田委員長（委員会）

どうもありがとうございました。

文章が抜けている、飛んでいるというご指摘ですね。

吉田委員（委員会）

そうですね。

三田村委員（委員会・琵琶湖部会）

1つ目のご意見に対するご返答を申し上げます。

河川レンジャーの件ですが、レンジャーという言葉は、私たちが用いようとしている言葉とは随分語源が違います。最初は、河川レンジャーという言葉避けて、ワーキンググループの中で、何かよい案はありませんかと言いましたら、川の守り人という案が出てきたのです。実際にはその方がおっしゃった読み方は、「かわのもりびと」でした。

しかしそれではどうもあまりしっくりいかないと、ずっと思っていたのですが、川上委員から河川レンジャーに戻してほしいというようなご意見を頂き、もう1つ、流域センターの方も河川センターがよいというようなご意見を頂いたのです。私はあまり主体性がないため、どちらか1つ頂き、河川レンジャーとつけました。

もともとのレンジャーという意味ではなく、むしろその河川レンジャーを固有の言葉として定着させて頂いたらいかがでしょうか。そういうふうに管理者の方で使って頂いて、私たちもそのように使うのも1つの方法とっております。以上です。

榎屋委員（委員会・淀川部会）

ダム・堰の水位管理のところでご意見を頂きましたが、書いたもので出して頂ければ、また適宜修正させて頂きたいと思えます。よろしくお願ひします。

三田村委員（委員会・琵琶湖部会）

ついでに申しますと、河川レンジャーよりももっとよい言葉がありましたら、おっしゃって頂ければと思えます。

山村委員（委員会）

先ほどの川上委員の提言について、河川整備計画というのはマスタープランなのです。先ほどから河川管理者側と意見が少しずれているところは、河川管理者の人たちはどちらかと

いうと具体的な施設の計画や堤防についての意見のようにとらえている一方、我々はマスタープランとしてとらえているというずれがあります。個別的なことはこの中では述べていないということです。ところが、これの実施過程につきましては、マスタープランからいきなり各施設の事業計画へと飛ぶのは、少し飛躍があるので、このマスタープランを実施する時の1つのガイドラインみたいなものが、その間にクッションとして要るのではないかと思います。

先ほどから問題になっているダムのアセスメントの問題についても、実行可能とは何かとか、いろいろな議論があるわけですが、そういうものもこの中には具体的には書けないと思います。そうすると、先ほど川上委員の提言されたようなことも含めて、マスタープランから事業計画に至るまでの1つの間に、ガイドラインというものをつくる必要があると思います。アンダーラインの引っ張った4-28の河川整備計画策定後というところがありますが、その中に住民のいろいろな意見を聞いた上で協働、策定していくというガイドラインを入れたらよいと思います。

例えば、先ほど言いましたように、事業効果、結果主義の方を重要視せよとか、そういうのは河川整備計画実施のための1つのガイドラインみたいなものだと思いますね。それがないと、非常に食い違ってくるということが出てくるので、そういう意味のガイドラインをつくる必要性というのをこの中に入れたらどうかと思います。個別に書く必要はないので、そういうものをつくることを、住民参加のもとにやりなさいということを入れたらどうかということです。

例えば、アセスメントの考え方や仕方などについての細かいことですね。先ほどから、その間で意見が食い違っていたわけです。

例えば、先ほどダムについて、何億円かかってもやめろと言うのかなど、いろいろな問題が出てきましたが、それに対する細かい指針みたいなものです。考えるための指針みたいなガイドラインを策定後に設けたらよらしいということ、入れた方がよいのではということです。

三田村委員（委員会・琵琶湖部会）

山村委員も私たちのワーキンググループの一員ですので、ここに反映させた方がよいのか、或いは別冊の中でももう少し具体的に入れた方がよいのか少し判断がつかないのですが、具体的にどういう形でどういう文章で残した方がよいのかをご提案頂けませんか。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

これは山村委員の方がご存じだと思いますが、戦略的アセスメントは日本の場合はまだきちんと確立していないかもしれませんが、そういう言葉でガイドラインの部分を補完してい

くということは無理でしょうか。

山村委員（委員会）

行政評価法というのは既にできており、一部国土交通省の方においても河川関係については行政評価をやっておられます。しかし、個々のダムについてはまだやっておられないですが、そういう観点からの法的な指針があるわけです。ただ、細かいことはこの中に具体的に書けませんので、住民といろいろ協働で策定していくといったことをすべきだということです。

実は現在縦割りで、戦略的な環境アセスメントと行政評価という2つに分かれており、総務省は行政評価でコストエフェクトアナリシスをしなさいと言っています。ところが、総務省でいろいろ話を詰めてみますと「いや、環境面は入らないのだ」と言います。行政評価法では環境面は入らないということです。また、環境庁の方は、戦略的環境アセスメントの答申はもう出しているのですが、まだ法制化されていないということです。しかし、その中では行政評価の方は入っていないのだと、いわゆるコストエフェクトの方は入っていません。全く2つに分かれているわけです。

本来はその両方が必要で、両方一体としてやらなければ意味がないわけです。例えばダムのところの提言の後に書かれているいろいろな要件というのは、実はその戦略環境アセスメントと行政評価アセスメントと一体化したものということになるわけです。ですから、その時の仕方についてのガイドラインというのがやはり必要になってくるだろうと思います。それを河川管理者だけで考えるのではなく、いろいろ住民懇談会と協議した上でガイドラインをつくるべきではと考えます。

芦田委員長（委員会）

今の問題について、この提言の中に入れるかどうか、或いは別冊でやるかという件は三田村委員と調整を図って頂けませんか。

三田村委員（委員会・琵琶湖部会）

もちろん、この提言に入れる場合にはもう一度委員の皆さまにお諮りしなければならないと手続の上では考えます。

芦田委員長（委員会）

手続的に、調整を図って頂いて、入れるとすれば皆さまのご意見をお伺いするということですね。

塚本委員（委員会・淀川部会）

先ほどの話と少し違うかもしれませんが、法律というのはある歯どめですが、法律で追い立てて本当によくなるのかと言ったら、そうではないと思います。この流域委員会というのは「すべきである」「このようにあればよい」という提言なのですが、これをいっぱい書いて終わりのような形にするのではなく、実は私は、原案が出て、原案が1年くらい続いて、むしろ検討委員会を、場合によってはメンバーが違う形で設置して、もっと実態をどうやっていくかということを他の行政の方も含めて話し合って、それぞれの内容はどう本当に可能であるかということできつくり上げていくのがある意味では理想ではと思っています。それで本当にそれを実態としてやっていくと思います。委員会の、ある意味では欠点でもあると思います。しかし、新しい方向であるなら、それも探りながら実はやっていくということになります。

ちょうど資料3-2の4-8のラストに三田村委員に書いて頂いたのですが、そういう協議会の可能性を河川管理者とも話し合って今後どうするかというところが必要ではと思います。

それから、私はゾーン化というのを前からお話ししているのですが、それができるかできないかは河川管理者と話し合わないとわかりません。しかし、堤内のゾーン化をすれば、例えば京都府、京都市も、ライフラインと言われるものや道路や住宅に関わらざるを得ません。住民も関わらざるを得ません。一緒に考えて、これをどうするかという、要するに都市政策そのもののことにも触れてくることになります。皆さまに川だけで関心を持つと言いますが、街の人たちというのはそう関心を持っていません。川のつくり方と街の状況が連続して初めて、その実感を持って初めて川そのものに対してどうしていきたいかということが起こってくると思います。

ですから、この委員会の提言だけで物事が決まるわけではないと思います。せっかくこれだけ思い切り出された内容を、どのように吟味しながらどうやっていけるかということが、次の段階で絶対必要だと私は思います。提言したいです。

三田村委員（委員会・琵琶湖部会）

今のご意見は、資料3-2の4-25ページの(3)の追加文章では少な過ぎますか。

塚本委員（委員会・淀川部会）

いや、流域委員会の今後の発展ということについて話しました。

三田村委員（委員会・琵琶湖部会）

これでよろしいですか。

塚本委員（委員会・淀川部会）

はい。

三田村委員（委員会・琵琶湖部会）

これからそういう組織をつくって、よりよいものにしていかなければならないだろうというぐあいに記載して欲しいということですか。

塚本委員（委員会・淀川部会）

そうですね。或いは、そのやりとりですね。原案が出た時に河川管理者の方とやりとりしながら、その必要性というのを確認していきたいと考えます。

三田村委員（委員会・琵琶湖部会）

わかりました。

芦田委員長（委員会）

現在の時点では提言としてはこれでよいですね。

塚本委員（委員会・淀川部会）

はい。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

資料3-2の4-19ページの上から2行目「住民活動団体（例えばNGOやNPO）」とありますが、私の意見としては、4-7の「住民参加のあり方」のところで、NGO、NPOという表現を使っています。中間とりまとめでも使っていましたし、世間一般でもこの表現が定着しているということもあり、意見として出していたのですが、こういう形で入れて頂けて、以降「住民活動団体」という表現にして頂けたという点についてはこれでよいのではと思っています。

ただ、この全体の文章の中で、住民団体、或いは住民の評価ですね。関係住民、それから流域住民、地域住民というような表現が各所に出てまいります。定義づけをしておくべきだと思います。表現のあり方がある程度明確にしておかないと、後で問題が出てくるのではと感じました。その点、皆さまのご意見をお聞きしたいと思います。

三田村委員（委員会・琵琶湖部会）

私ばかりが発言して申し訳ないのですが、完全に統一がとれた文章だとは思っていません。「関係住民」という言葉を使うと少し危険性があるということで、またぶれて少し戻したところがあります。全部が見直されているというのではないように思いますので、もう一度このところは庶務を交えてやっていかなければならないのだろうと思います。ただ、検索すればそれほど難しくないと思いますので、この場合はどの住民を使うべきかというのがあります。

それと、先ほどの NGO、NPO の文言ですが、私はあえて避けました。と言いますのは、今後数十年後に他の組織がどんどん出てきた場合に NGO と NPO だけが残っているのはやはりまずいだろうと思ひまして、「例えば」という表現にさせて頂きました。

芦田委員長（委員会）

よろしいですか。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

はい。

中村委員（委員会・琵琶湖部会）

資料3-2の4-7というのは河川整備計画策定時の住民参加ということでよろしいわけですか。それで、4-8の(1)が「河川整備計画策定時」でその2)に「住民との連携・協働」というのがあって、要するにここは4-7とダブっているということなのでしょうか。

三田村委員（委員会・琵琶湖部会）

そうです。

中村委員（委員会・琵琶湖部会）

そうすると、4-7の「(3)関係団体、自治体、他省庁との連携」ということは重要なのですが、これが「4-7 住民参加のあり方」の中に含まれているということでしょうか。

それから、この「(3)関係団体、自治体、他省庁との連携」の部分が4-8の中には全然触れていません。それは、先ほどの自治体からのご意見も含めて実際に策定推進時も非常に重要な連携なり調整なり、或いは場合によってはここに書いてあるように縦割り行政の問題も含めて、個別にはそれぞれ非常にしっかりとした計画なのですが、あわせて影響を考えた場合、例えば琵琶湖の場合には非常に深刻な影響を及ぼしてくるということが考えら

れるわけですから、4-8の中で「関係団体、自治体、他省庁の連携」という部分を何らかの形で反映する必要はないのかどうか。この2点についてお聞きします。

三田村委員（委員会・琵琶湖部会）

私は4-8におおよそのことは入れたつもりです。むしろ4-7は「どのように」という具体的なことではなくて「どんなふうに考えればよいのか」ということが書いてあるのです。それを受けまして、全面的に受けるというのもおかしいのですが、住民との連携・協働をこのようにして頂くのも1つではないかということをお聞きしたい。4-8の4-23ページ、4-24ページに触れておりますが、まだ不十分でしょうか。

芦田委員長（委員会）

1つは「関係団体、自治体、他省庁の連携」というテーマが地域住民ではないだろう、住民参加の中に入るのはおかしいのではないかというご意見ですね。

中村委員（委員会・琵琶湖部会）

1つは、それでよいのかどうかということをお聞きしたい。我々が決めないといけないというか、非常に重要なことがもぐり込んでしまっているということをお聞きしたい。

芦田委員長（委員会）

広い意味ではそうかもしれませんが、住民参加とは別の問題ではないかなという気はしますね。それが少し気になっていたのです。

三田村委員（委員会・琵琶湖部会）

わかりました。少し読み直してみないとどのように反映できるかわかりませんが、できましたらどこにもぐり込ませればよいのかを文言で頂きたいと思っております。それが手っ取り早いと思っております。それで私たちワーキンググループに回覧して判断したいと思っておりますので、お願いいたします。

中村委員（委員会・琵琶湖部会）

私もこれがどういう扱いになるのがよいのかというのがわからないままずっと来ています。1つ重要な点は、私はこの会が始まった当初から申し上げているのですが、ある時代にある時代の法制度のもとで進めてきたことを社会の約束事として地域なり自治体がいろいろなことを準備してきて、それがルールが変わりましたという時に、そこまで取り組んできた、或いは約束事としてきたことが変わったことに対して影響が出てきたことをどのよう

に位置付けるのかということは、我々ずっと気になってはいるのですが、どこにも触れられていないということがあります。

あえて触れるとすれば、資料3-2の4-8の一番最後の「3 計画の継承、確認のための機関の設置」の中でそういうマイナスの影響を受けたことに対する何らかの形の担保なりを議論したり、社会的な反映をしたりということになるのだろうかとは先ほどから見ていたのです。実はその部分の扱いが先ほどの「(3)関係団体、自治体、他省庁の連携」というのをどこに位置付けて、どのように書くのかということに非常に関係していますので、そのセツトで判断しないといけないのだろうと思いました。

そうすると、比較的大きな重たい問題であり、「入れますからこう書いて下さい、メモ書きして下さい」ということでもないという部分が少しあるので、皆さまのご意見も伺った方がよい気がします。

三田村委員（委員会・琵琶湖部会）

今のお話を伺って、極めて重要な部分だろうと思いますが、どのようにそれを表現して、どのようにまとめればよいのかが今伺っていてもなかなか頭が整理できません。もしアイデアをお持ちでしたら文章化して頂いて、皆さまにご判断して頂くのがよいのかなと思います。極めて重要だろうと思いました。

芦田委員長（委員会）

この「4-7 住民参加のあり方」の項目を、例えば4-8にして、「関係団体、自治体、他省庁との連携」と分けた方がよいのではという気もしますね。

山村委員（委員会）

今のところは「(3)関係団体、自治体、他省庁との連携」の上段の部分、これはあくまでも住民の判断材料として提供しなければならないと思います。例えば、水需要がこれだけ将来要るのだということで利水の問題が提言された時に、その原因というのは将来ここで大規模な団地ができる、だからそれによってこれだけ水需要が増えるのだといった場合に、ではその団地を開発すること自体がそもそもどうなのかと、その辺りまで情報の提供をして議論されなければならないと思います。単に川の問題だけではなく、それにインパクトを与える堤内のいろいろなものについても情報提供をして検討すべきであるという点ですから、その上段の方はここに位置付けても問題はないと思います。

それと、下段に3つの点がありますが、それは先ほど言われたように別個の独立の項目を適当なところに位置付けてやった方がよいのではないかと思います。これは非常に重要な問題ですから。そういう方向で考えてみたらどうでしょうか。

芦田委員長(委員会)

三田村委員、よろしいですか。

三田村委員(委員会・琵琶湖部会)

少し検討させていただきます。

芦田委員長(委員会)

検討して頂いて、皆さまにご連絡して頂くようにお願いします。

三田村委員(委員会・琵琶湖部会)

はい。では、中村委員、案を頂けたらと思います。

芦田委員長(委員会)

それでは、時間もまいりましたので、一般傍聴者の方からご意見をお伺いしたいと思います。

傍聴者(野村)

「関西のダムと水道を考える会」の野村です。「委員および一般からのご意見」ということで参考資料1の10ページからご覧頂きたいと思います。私どもが今回出しました意見書です。時間の制限もありますので、読ませて頂きます。「淀川水系流域委員会『修正素案021113版』についての意見」ということで2つ挙げております。

(A) 水需要予測と利用実績の極端な乖離の証拠

淀川水系における水需要予測がその利用実績とはおよそ懸け離れた過大なものであることを端的に示す資料があります。それは今年2月1日のこの「委員会」に河川管理者から提出された「淀川水系利水の現状と課題」の中にあり、私共が今回、(資料1)として添付しておりますものがそれで、これは同資料のページ(1-20)下段に掲げられているものに当会が加筆したものです。

このグラフにご注目頂きますと、「現フルプラン(H12)」として「122.726m³/s」という値が示されておりますが、これが平成12年度を目標年度として平成4年に策定された「第4次淀川水系フルプラン」における水需要予測値であり、大阪府営水道、阪神水道等の利水団体の将来予測値を、工業用水を含めて積み上げたものです。「丹生ダム」「猪名川総合開発」等の水資源開発事業はこの予測値を根拠として進められており、最終的に淀川水系からトータルで「125.413m³/s」の取水を可能にしようとするものです。

では、実際の利用実績の方はどうだったのでしょうか？

黒い四角のプロットがそれを示しているのですが、この資料ではどういう訳か昭和63年度までの値しか示されておりませんので、以降の平成12年度までについては、同資料第2章に掲げられているデータに基づき当会が×印でプロットしております。少し補足しますと、実は近畿地方整備局に出向きましてこの辺りの値を教えて欲しいと申し上げたのですが、ここにはないということでした。このグラフは本省の水資源部でつくったものなので今すぐには出すことができないというお話でした。

これから分かることは、このフルプランの目標年次であった平成12年度における実際の取水量が、年間最大値においてすら82.4m³/s程度でしかなく、先ほどの需要予測値122.726m³/sとの間に約40.3m³/sものギャップがあるという事実です。

この値が如何に大きなものであるかは、これがあの世紀の大事業「琵琶湖開発」の開発水量40m³/sに匹敵することからも明らかですが、この水量を日量に換算すれば350万m³に当り、例えて申しますと、これは800万人の人口の生活用水・業務用水に相当する誠に膨大なものです。

しかも、近年の水使用量の減少傾向や将来的な人口減少を思えば、今後このギャップが拡大こそすれ、縮小することは考えられません。

以上のことから、淀川フルプランにおける水需要予測が利用実績に比べて極めて過大であることは誰の目にも明らかな事実ですから、

1)「修正素案(2-2 利水の現状と課題)における

“需要予測が利用実績に比べて過大であるとの批判がある”

との記述についてはこれを改め、

“需要予測が利用実績に比べて過大であることは今や明白な事実である”

とすべきであり、

2)「修正素案」(4-3 利水計画のあり方)における

“これまでの水需要予測は、利水者・自治体等による用途別の水需要を積み上げたものであり、利用実績に比べて過大であるとの批判に加え、・・・”

との記述については

“これまでの水需要予測は、利水者・自治体等による用途別の水需要を積み上げたものであり、利用実績に比べて過大であることは明らかであり、・・・”

との記述に改めるべきことを強く要請します。

ここは、今日見せて頂きました021129版によりますと、表現が変えられております。上の方につきましては「需要予測が利用実績に比べて過大に見積もられる傾向があった」、下につきましては「利用実績に比べて過大である上に」というふうに改められておりますが、特に「見積もられる傾向があった」という表現は我々としてはまだ甘い、緩いと思います。

因みに、現時点で完成済みの水資源開発事業は、このグラフ右側の一覧における琵琶湖開発・布目ダム、日吉ダム、比奈知ダムまでであり、これだけでも取水可能量は117.932m³/sに達し、前述の平成12年度一日最大取水量82.4m³/sを35.5m³/sも上回っています。前述のように今後も水需要の大幅な伸びは考えられませんから、もうこれ以上の水資源開発は不要であり、下記の6つの水資源開発計画については、この際見直しが必要です。

1) 丹生ダム 2) 大戸川ダム 3) 川上ダム 4) 天ヶ瀬ダム再開発

5) 猪名川総合開発 6) 安威川ダム

(B)「渇水」の記述の不整合と誤り

1) 記述の不整合

前回同様、今回の修正素案においても、(2-2 利水の現状と課題)において渇水に関する記述に不整合が見られます。

即ち、ページ(2-2)4~6行目において、

“淀川水系は他の河川に比べて利水安全度は高いほうであるが、1918年から1998年までの81年間に7回の渇水が発生している。しかも最近の1978年から1998年までの21年間では5回もの渇水が発生する等、渇水頻発化の傾向が見られる”

としているにもかかわらず、同ページ12~13行目においては

“水資源開発の進展により、渇水の頻度は減少するとともに、給水制限等も少なくなったが、・・・”

とあり、記述に矛盾があります。

2)「琵琶総」を無視した記述内容の誤り

記述内容については、前回の意見書(「素案021028版」についての意見「反論1」(渇水について))で述べた通り、

“1918年から1998年までの81年間に7回の渇水が発生”とか、

“1978年から1998年までの21年間では5回もの渇水が発生”

との記述は、1992年に完成した琵琶湖総合開発(琵琶総)を無視した単純議論であり、将来的にはむしろ、琵琶総の効果により渇水の頻度も程度も大幅に軽減されると考えるべきです。

このことは河川管理者からの提供資料(資料2)のグラフからも読み取れることですが、特に平成6年の渇水は、観測史上最大の猛暑・少雨に見舞われたにも拘らず、その3年前に琵琶総が完成していたことが幸いして、取水制限も僅か44日で終わっており、しかも淀川流域において、一部の地域で減圧給水が行われたものの、断水にまで至った地域が皆無であったという事実こそが、何よりも雄弁に琵琶総の効果を物語っており、このことは河川管理者からの資料(資料3)や、水資源開発公団の「淀川水系平成6年渇水記録」(資料4)からも明らかです。

従って「渇水」については次のように記述すべきです。

“ 淀川水系は本来、他の河川に比べて利水安全度は高いほうであるが、これが平成3年度に概成した「琵琶湖総合開発」によってさらに信頼度の高いものとなっている。以前は取水制限が100日を越える渇水が、昭和52年、53年、59年、61年と多発していたが、「琵琶湖総合開発」以後は様相を異にし、平成6年のあの未曾有の大渇水においても、僅か44日間の取水制限に終わっているばかりか、その後も今日に至るまで殆ど取水制限が発生していないことが、何よりも利水安全度に対する琵琶湖総合開発の効果を物語っている ”

以上です。

まず、水が余っているということを申しますと、「では、渇水はどうか」という議論が今まで出てきていると思います。しかし、今読み上げました通り、その議論においては琵琶湖総合開発の効果が全然語られていないと私どもは思っております。以上です。

今本委員（委員会・淀川部会）

今のご意見で主張されるところはよくわかるのですが、そのことによってこの提言の内容はあまり変わらないと思います。このままではいけませんか。この提言では、水需要について、できるだけ需要を抑制して新たな水資源開発を避けようということを言っています。

芦田委員長（委員会）

今のご意見は検討してみたいと思います。

その他、何かありませんでしょうか。

傍聴者（新保）

「社団法人大阪自然環境保全協会」の新保と申します。

私は、今、大阪自然環境保全協会の中に「脱ダムネット関西」というのを作りまして活動しております。その中でいろいろ検討しております中で、今日は資料3-2の「4-6ダムのあり方」に対する意見を述べさせていただきます。

1つは、この中の5行目に、ダムは「河川の生態系と生物多様性に重大な悪影響を及ぼしている」とお書きになっていますが、このとらえ方は概念が狭く、不正確であると思います。ダムの事業が重大な悪影響を及ぼすのは河川の生態系と生物多様性だけではありません。河川とその流域も含めた生態系と生物多様性であります。中でも流域の植生を中心とした水循環システムがダム事業によって代替できることは不可能と言え、壊滅的に損なわれるということが重大な悪影響であるというようなことがあります。こうした点をもとに概念をやはり広げていって頂きたいと思います。

例といたしまして、私は今、余野川ダムの底に沈む部分、ダム底になる部分を毎月第4水

曜日に皆さまと歩いています。専門用語は私たちはわかりませんが、赤と白の大きな看板がずうっと山の斜面に張られております。最初だけなのか知りませんが、水がここまで来るのよと、この底はこれだけ全部沈んでしまうということを言いました時に、その辺にはシカのうんちがいっぱいしてあり、それから箕面のここだけに咲く大事な植物がいっぱい育っています。また、シカやウサギが物を食べた後もあります。そういうふうな中が全部沈んでしまうということになれば、大変なことになると初めておばちゃんたちにわかるわけです。こういうふうなとらえ方というのを「河川の生態系と」と言われると、何か流れている川だけというような感覚にとらえられるのではと思うので、ここが何とかならないかなと思うのが1つです。

2つ目の意見ですが、今の工事中、計画中のダムについて、何ら記述がありません。この提言は、河川法の改正等によって今後20年、30年の河川整備計画の新しいあり方を提言するものであるはずですが、この工事中、計画中のダムは旧来の方針や手法によって進められており、これらも提言の対象となるのは当然のことであって、記載しないのは全く不合理であり、恣意的であると考えます。イチ等に見られるように、事業中・計画中のダムには様々な負の面があり、この委員会の審議や新たな河川整備計画によって再評価が必要だと思われま。これはどうなっているのでしょうか。

3つ目は、4-6の7行目に「影響が大きいため原則として抑制するものとし」という記述があります。でも、ダム事業は個別的な条件によって計画されるものであり、一般的に原則が働くものではなく、この記述であると、ダム事業全てが原則以外として必要なものとなってしまいます。また、この「原則として抑制」という文言と「考える」云々は、以下の文面内容とが整合しないと思います。ですから、このためには「極力抑制する」という文面に変えて頂けたらと思います。以上です。

芦田委員長（委員会）

誤解もあると思いますが、池淵委員か今本委員、いかがでしょうか。

今本委員（委員会・淀川部会）

表現の仕方についてはそう意地悪にとらないで、素直にこの文章を読んで頂ければありがたいと思います。

計画・工事中の分については河川管理者からこの流域委員会に新たに素案が出され、その時に流域委員会が個々のダムについて判断します。判断する基準としては、ここに書いてあるあり方から判断されると考えています。ですから、あえてここに書かなくてもよいのではないかという意見で、この021129版では削った方がよいのではということ意識的に削らせてもらいました。判断基準を変えようなどといった意思是毛頭ありませんので、是非この

委員会をこれからも見守って、もし違っていたらその時にまたご注意頂ければと思います。

傍聴者（池貝）

枚方市役所の池貝です。

地方自治体につきまして今後関連してくる手続について、3点お伺いします。

1つ目は、以前頂きました資料では、河川整備計画の原案が今年の12月に出され、来年の3月、或いは春には河川整備計画を決定するというようなことでしたが、それはまだ生きているのかどうかということです。この提案の趣旨に沿いますと、住民の意見、また関係団体、自治体との連携を進めるためには、できればもう少し余裕のある期間を頂き、私どもも十分検討してまいりたいと考えています。

2点目は、河川法によりますと、この河川整備計画は河川整備基本方針に沿って定めるとあります。つまり、河川整備計画原案が示される前に河川整備基本方針が公表されるものと思われませんが、この提言と河川整備基本方針との関係が少しわかりづらいところがありますので、わかれば教えて頂きたいと思います。先ほどマスタープランというお話がありましたが、この提言イコール河川整備基本方針と考えてよいのかどうかということをお伝え頂きたいと思います。

3点目が、これまで私ども自治体の方から様々な意見を提出させて頂き、前回の拡大委員会ではそういった意見をとりまとめた上、回答等を前向きに出すことを検討するというようなお話がありました。私どもも河川について市民モニターでいろいろ意見を聴取していました関係でそういった市民モニターの方々からどうなりましたかというようなご質問を受けるのですが、質問、ご意見に対する自治体への回答がどうなっているのでしょうか。この3点について確認をさせて頂きたいと思います。以上です。

芦田委員長（委員会）

1点目は住民の意見を聴く期間が短いのではないかというお話だと思いますが、これは今後どうするかを検討したいと思っております。

2番目は基本方針がどうなっているかというお話ですが、今は基本方針は置いておいて、河川整備計画をつくる方向性というのを検討しているわけです。

3番目は何でしたか。

傍聴者（池貝）

これまで流域委員会や中間とりまとめに対しまして寄せられた自治体の意見というのは、地元の住民の方々の意見を踏まえて出しています。そういった住民の方々から流域委員会に提出された意見の回答はどのようになりましたかという質問が来ていまして、それに対して

どのようにお答えしてよいかと困っています。前回の委員会では、たくさんある意見をうまくとりまとめて、それぞれ何らかのコメントをしますというようなご検討をされているというお話でしたが、以後どうなっているのでしょうか。

芦田委員長（委員会）

それはまだ決めてはいませんが、できるだけ皆さまに誠意を持ってお答えしようという方針ですので、具体的に検討したいと思います。

傍聴者（池貝）

ありがとうございます。それから、「河川整備計画は河川整備基本方針に沿って」と河川法にありますが、これの解釈はどうなるのか、教えて頂ければと存じます。

芦田委員長（委員会）

それは国土交通省からお願いします。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 村井）

芦田委員長からお話がありましたように、本委員会で河川整備計画に関するものを、その方針などを議論して頂いて、この流域委員会に諮りながら河川整備計画をこれからつくっていくということになります。法的に河川整備基本方針がその上といいますか、そういう形であるのは事実で、実質上、20年、30年で何をやるかという河川整備計画の方を固めていくという趣旨です。

芦田委員長（委員会）

この整備基本方針が何であろうと、今ここで議論している河川整備計画の方針に従ってつくられて、実質的にはつくられていくということですね。

その他、何かありませんでしょうか。

時間も少し過ぎましたのでこれで終わりたいと思いますが、その前に河川管理者の方から何かご発言がありますか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 村井）

2点あります。

1点目は、ご熱心な提言案の議論を受けまして、私どもの方も河川整備計画に関する議論を進めております。それで、来週部会が3つほど集中して行われるわけですが、その前に流域委員会の委員の皆さま、それと部会の委員の皆さまに河川整備計画に関連する現時点の資

料、関連資料ですが、これを送らせて頂きたいと考えます。

それと、もう1点は非常に私どもの方の事務的な話ですが、1月いっぱいでの任期が形上消えることになっております。これを2年間延長という形でさせて頂きたいと思っておりますので、そこをご理解のほどよろしくお願いいたします。

芦田委員長（委員会）

2年間延長ということですが、これは2年間実質的に延長するというわけではなく、形式上2年ということで、実際はそんなに長くかかるとは思いませんのでご了承をお願いいたします。

河川整備計画については、提言をもとにして原案をつくられるということになっております。提言はまだ出していませんが、来月1月の委員会でまとめ、提言を出すことになっております。しかし、内容は今日の提言とそれほど変わらないと思っておりますので、実質的には作業を進めて頂き、先ほどのお話のように説明資料として原案のかなりの部分を部会で説明して頂くのがよいのではと思います。よろしくお願いいたします。

その他、ありませんでしょうか。庶務の方は何かありますか。

庶務（三菱総合研究所 新田）

いえ、特にありません。

芦田委員長（委員会）

長時間ありがとうございました。これで終わります。

庶務（三菱総合研究所 新田）

これもちまして淀川水系流域委員会第15回委員会を終わらせて頂きたいと思っております。どうもありがとうございました。

なお、引き続き運営会議を開催いたしますので、部会長、部会長代理の方々には別室の方にお越し下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

今回の委員会は1月17日となっております。ご参加のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上